

川崎市信用保証協会の現況 2021



川崎市信用保証協会
Credit Guarantee Corporation of Kawasaki-Shi

目 次

川崎市信用保証協会の概要	1
コンプライアンスへの取組みについて	5
個人情報保護宣言(抄)	6
信用補完制度の仕組み	7
信用保証のご利用に際して	10
主な保証制度のご案内	13
中期事業計画(令和3～5年度)(概要)	15
年度経営計画(令和3年度)(概要)	16
令和2年度の実績	18
令和2年度の主な取組み	20
新型コロナウイルス感染症に関する対応について	23
経営支援の取組み	26
業務状況の推移	28
令和2年度決算	39
あゆみ	44
窓口のご案内	45

川崎市信用保証協会シンボルマーク



当協会は創設35周年を記念して、昭和59年4月1日にシンボルマークを制定しました。

川崎の川を土台に信用のSと保証のHを配置し、川崎市の発展を信用と保証で支えて行こうとする当協会の念願を象徴したものです。

表紙の写真は、川崎市観光写真コンクール(主催 川崎市)入賞作品です。((一社)川崎市観光協会提供)
第64回入賞 渡辺 直樹 「トワイライトタイム」(千鳥町/川崎区)

ごあいさつ



川崎市信用保証協会
会長 古知屋 清

平素は当協会の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当協会の取組みにつきまして、更なるご理解をいただくため令和2年度の業務実績や取組み等をまとめた「川崎市信用保証協会の現況」を作成いたしました。

本誌を通じて、より多くの皆様に当協会とその業務に対する理解を深めていただければ幸いです。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化により、個人消費の減少や雇用環境の悪化等、経済活動が大きく停滞した年となりました。

こうした中、当協会は、中小企業支援機関として、質の高い信用保証に加え、信用保証制度がより有効に中小企業の発展を支えるものとなるよう金融機関等と連携を密にし、国及び川崎市の諸施策に即応して、セーフティネット機能を発揮し、資金繰り支援に尽力してまいりました。

しかしながら、日本経済は依然として厳しい状況にあり、景気回復が期待されているものの先行きが見通せない状況が続くことが懸念されていることから、引き続き質の高い信用保証サービスを持続的に提供できるよう、利用者本位の利便性向上等の取組みを通じて、金融機関等と連携を深め、中小企業及び地域経済の維持と発展に貢献してまいり所存です。

今後とも引き続き、皆様のご理解ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和3年6月



川崎市信用保証協会の概要

信用保証協会事業の基本理念（信用保証理念）

信用保証協会は、

- ① 事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ② 公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、『信用保証』を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③ 相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④ もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

信用保証協会の役割

信用保証協会は、『信用保証協会法』に基づく認可法人で、基本理念に基づき、中小企業・小規模事業者の皆様が金融機関から事業資金を借り入れる際、公的機関としてその保証人となることにより借入を容易にし、金融の円滑化を図るとともに、さまざまな経営支援の取組みによってお客様の経営基盤強化に寄与します。

業務運営方針（令和3年度）

川崎市信用保証協会は、公的な中小企業支援機関として、コロナ禍において厳しい状況にある中小企業に金融機関等と連携し信用保証による金融支援に取り組むとともに、創業支援、期中支援及び再生支援の充実を図ることにより、地域経済の発展に貢献するため、令和3年度の業務運営方針を次のとおり定めました。

（1）中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進

厳しい経営環境にある中小企業の経営改善・生産性向上を促すため、金融機関と連携・協調して中小企業の安定的な資金調達を支援します。

（2）経営支援に関する取組みの推進

厳しい経営環境にある中小企業の経営状況に応じた柔軟かつきめ細やかな対応が求められていることから、金融機関等と連携・協調した経営支援に取り組めます。

(3) 地方創生等への貢献を果たすための取組みの推進

市内中小企業の金融円滑化を図る中小企業支援機関として、川崎市や関係機関との連携を進め、地域経済活性化のための取組みを推進します。

(4) 回収の最大化に向けた取組みの強化

求償権の管理回収は、信用補完制度の維持やモラルハザードの防止、事業再生支援等の側面も併せ持つ協会の重要な業務であることから、効率性を重視しつつその最大化に取り組めます。

(5) 中小企業や金融機関から信頼される態勢の維持・強化

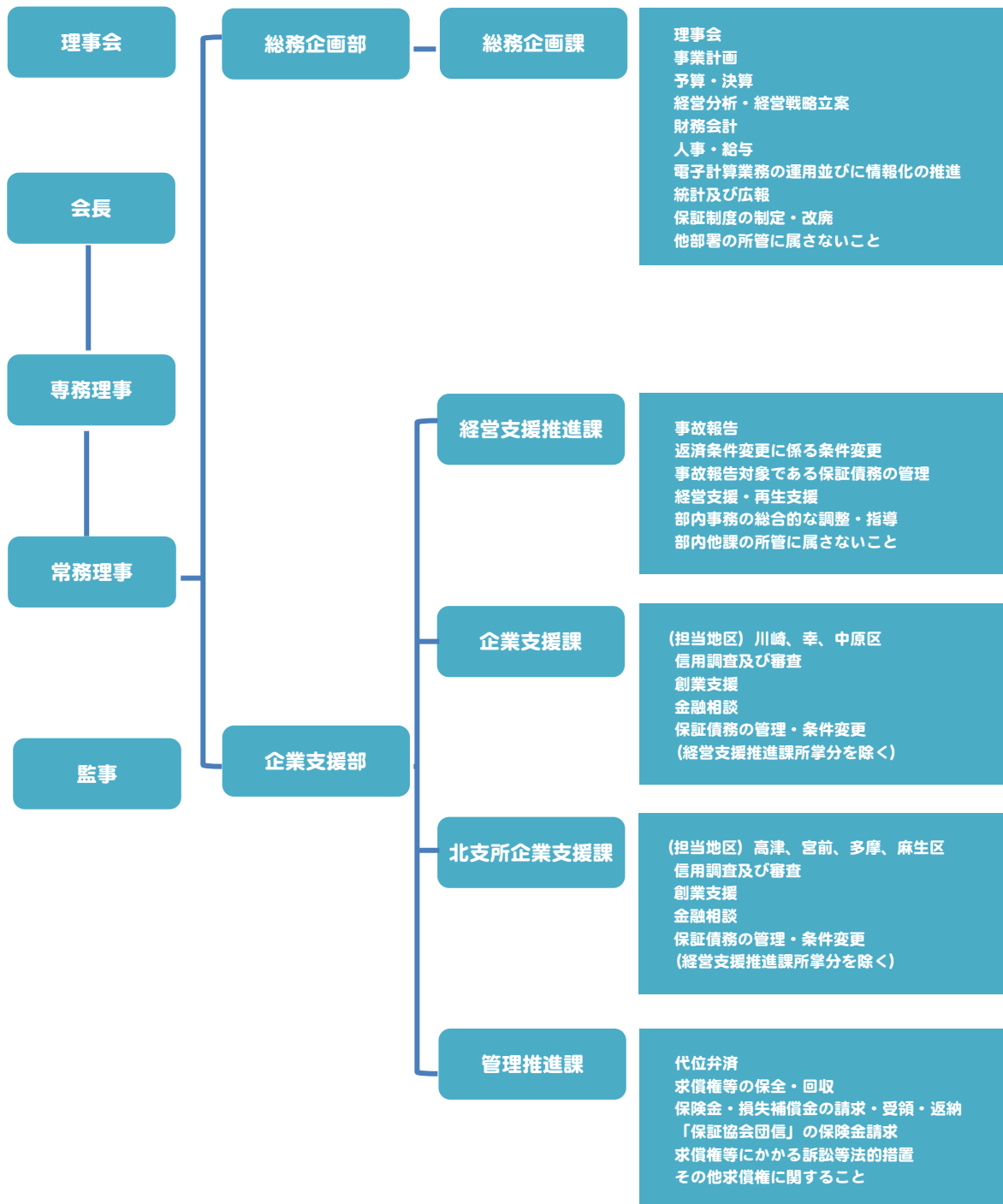
中小企業や金融機関にとって頼りになる支援機関であり続けるため、職員の能力向上や広報活動の充実を図るとともに、透明性の高い業務運営を行います。

プロフィール

(令和3年3月31日現在)

根拠法律	信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）
設立	昭和23年9月28日
業務開始	昭和23年10月1日
基本財産	12,106,445千円
利用企業者数	10,971者
保証利用度	42.04%（保証利用企業者数÷市内中小企業者数※） ※平成30年11月30日中小企業庁公表資料の市区町村別中小企業数により算出
保証債務残高	15,888件 219,048,087千円
事務所	本所 川崎市川崎区日進町1番地66 北支所 川崎市高津区坂戸3丁目2番1号 かながわサイエンスパーク西棟407号
役員数	41名（令和3年4月1日現在）

組織機構図



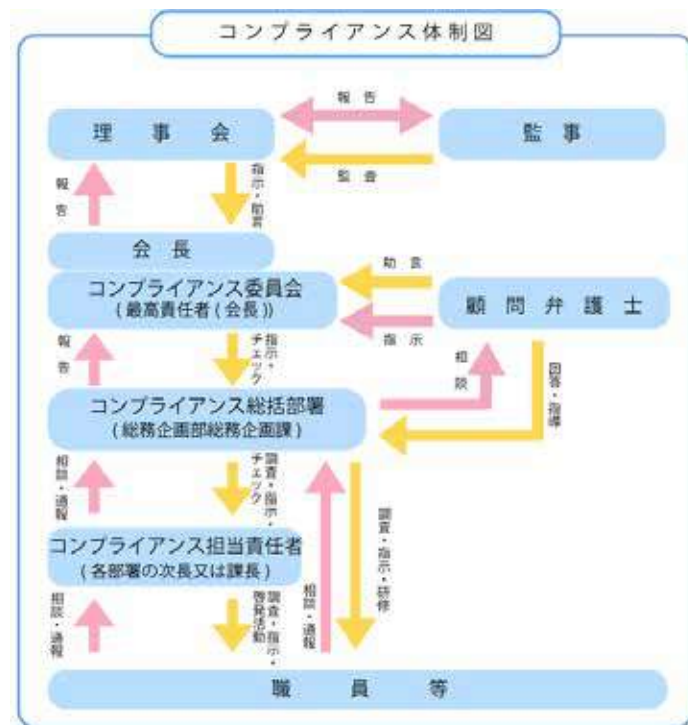
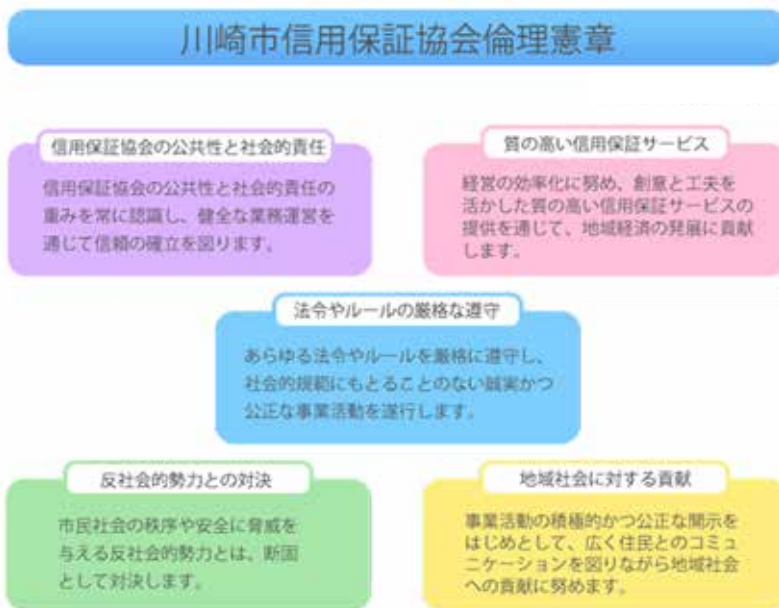
川崎市信用保証協会 役員名簿

令和3年5月20日現在

役職名	氏名	常勤 非常勤別	現職就任年月日	出身母体又は現職
会長	古知屋 清	常勤	平成31年4月1日	前:川崎市信用保証協会専務理事 元:川崎市議会議長
専務理事	唐仁原 晃	常勤	平成31年4月1日	前:川崎市総務企画局長
常務理事	小池 修	常勤	平成26年1月1日	前:川崎市信用保証協会総務企画部長
理事	山村 弘樹	非常勤	平成27年7月15日	川崎市工業団体連合会副会長
理事	深瀬 武三	非常勤	平成31年3月27日	一般社団法人 川崎市商店街連合会会長
理事	浦野 敏行	非常勤	令和元年5月21日	川崎商工会議所副会頭
理事	後藤 正浩	非常勤	令和元年5月21日	株式会社 みずほ銀行横浜駅前法人部長
理事	堤 和也	非常勤	令和元年8月6日	川崎信用金庫理事長
理事	矢沢 亮二	非常勤	令和2年6月1日	株式会社 三井住友銀行京浜法人営業部長
理事	窪田 俊也	非常勤	令和2年8月3日	株式会社 横浜銀行執行役員川崎地域本部長
理事	柳瀬 徹	非常勤	令和2年8月3日	川崎工業振興倶楽部会長
理事	野上 武彦	非常勤	令和3年5月12日	株式会社 商工組合中央金庫執行役員神奈川営業部長
理事	玉井 一彦	非常勤	令和3年5月20日	川崎市経済労働局長
監事	渡部 栄一	常勤	令和2年4月1日	元:川崎市信用保証協会総務企画部審議役
監事	池上 英嗣	非常勤	平成24年9月1日	公認会計士

コンプライアンスへの取組みについて

川崎市信用保証協会は、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献するため、誠実かつ公正な事業活動を行うことが、社会からの揺るぎない信頼を得ることになると考えています。これを実践するため、「川崎市信用保証協会倫理憲章」を基本方針として定め、コンプライアンス委員会を中心に、コンプライアンスの強化・充実を図っています。



個人情報保護宣言（抄）

川崎市信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年8月10日 法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

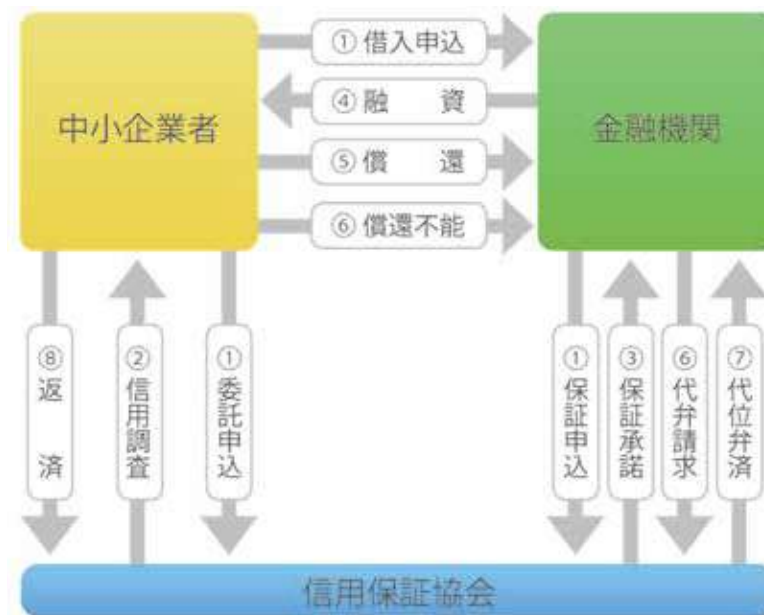
業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

- (1) 個人情報に関する法令等の遵守
当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。
- (2) 個人情報の取得・利用・提供
 - ・ 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
 - ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
 - ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
 - ・ お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる以外の目的には使用いたしません。
- (3) 個人データの適正管理
お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。
- (4) 個人情報保護の維持・改善
当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。
- (5) 個人データの委託
 - ・ 当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
 - ・ 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。
- (6) 保有個人データの開示・利用目的の通知
 - ・ 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- (7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止
 - ・ 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は当協会の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
 - ・ お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には当協会の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
 - ・ お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、当協会の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (8) 質問・苦情について
当協会は、お客さまからの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

信用補完制度の仕組み

信用補完制度は、中小企業・小規模事業者の信用力を補完し、その金融の円滑化を図るための制度で、信用保証協会の行う信用保証（中小企業信用保証制度）と、国が運営する信用保険（中小企業信用保険制度）で成り立っています。

1 信用保証制度

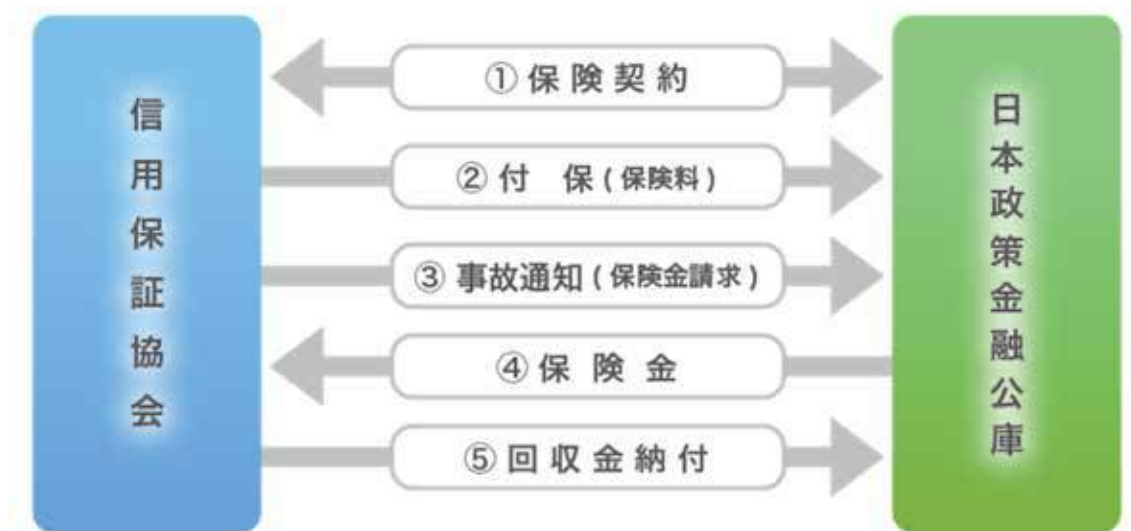


- ① 信用保証のお申し込みは、原則として金融機関を経由していただきます。
- ② 事業内容、資金の妥当性、返済能力、将来性、人的信用力等を中心に信用調査を行い、保証の諾否を決定します。
- ③ 保証承諾した場合は、信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関が融資を実行します。
- ⑤ 融資条件に従って、金融機関に返済していただきます。
- ⑥ 万一、中小企業者が償還不能に至った場合には、金融機関が信用保証協会に弁済を請求します。
- ⑦ 信用保証協会が代わって金融機関に弁済します。これを「代位弁済」といい、代位弁済を行うことにより、金融機関の有していた債権が信用保証協会に移転し、信用保証協会が求償権を取得します。
- ⑧ 以後、信用保証協会に返済していただきます。

2 信用保険制度

信用保証制度を補うものとして信用保険制度があります。昭和33年、政府出資により中小企業信用保険公庫が設立され、その後、平成20年10月に株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）に引継がれ現在に至っております。

信用保険制度の主な仕組みは次のとおりです。



- ① 信用保証協会が中小企業者の保証委託申込に応じて保証承諾し、金融機関から融資が実行されると、すべて信用保険に付保される仕組みになっており、これを「包括保証保険制度」といいます。
- ② 信用保証協会は公庫に信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が代位弁済を行った場合は、公庫に保険事故を通知した後、保険金請求を行います。
- ④ 公庫は、信用保険の種類に応じ、代位弁済（元金）の70～90%の填補率に基づいて信用保証協会に保険金を支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、求償権を回収した都度、保険金の受領割合に応じて公庫へ納付（返納）します。

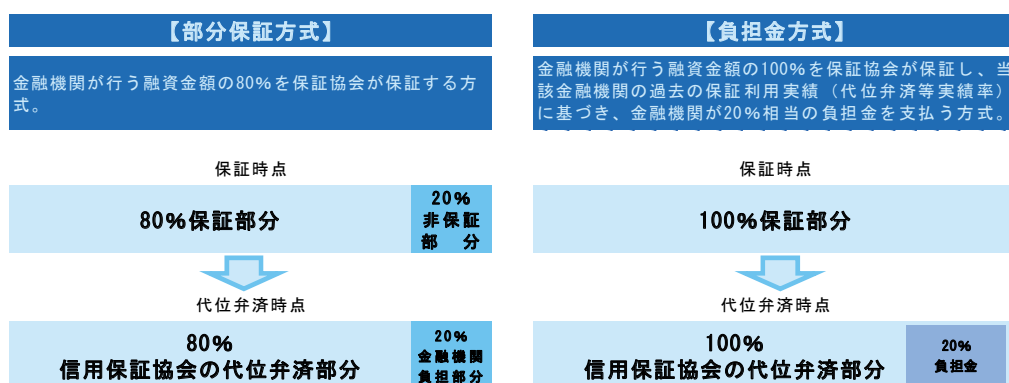
3 責任共有制度

(1) 責任共有制度とは

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月1日から導入されました。

(2) 責任共有制度の仕組み

責任共有制度には【部分保証方式】と【負担金方式】の2つの方式があり、そのいずれかの方式を金融機関が選択することとなっています。



※協会は金融機関から20%の負担金支払いを受け、そのうち一定割合を公庫に納付します。

(3) 責任共有制度の対象となる保証制度

原則すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される保証があります。具体的には、次に掲げる保証制度は責任共有制度の対象外です。

- ① 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号及び6号に係る保証
※5号に係る保証について、平成30年3月31日申込受付分までは責任共有対象外
- ② 災害関係保証
- ③ 創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）、創業等関連保証
- ④ 特別小口保険に係る保証
- ⑤ 事業再生保証
- ⑥ 小口零細企業保証
- ⑦ 求償権消滅保証
- ⑧ 中堅企業特別保証
- ⑨ 東日本大震災復興緊急保証
- ⑩ 経営力強化保証 ※
- ⑪ 事業再生計画実施関連保証 ※
- ⑫ 危機関連保証

※責任共有制度の対象外（制度導入前の保証を含む）となる保証を同額以内で借り換ええた場合。

なお、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証については、金融機関の選択方式にかかわらず部分保証となり、保証割合は全て80%です。

信用保証のご利用に際して

1 所在地

川崎市内に事業実態があれば保証対象となります。

個人のお客様は、川崎市内に自宅又は事業所を有している場合に保証対象となります。

法人のお客様は、本店又は事業所が川崎市内にあれば保証対象となります。事業所は支店登記がされていなくても構いません。ただし、制度融資等の要綱で別の定めがある場合はその定めによります。

2 業歴

営業年数を問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。ただし、制度融資等の要綱で別の定めがある場合はその定めによります。

客観的着手の確認書類としては、開業届、営業場所の賃貸借契約書（営業場所が所有不動産である場合は不動産謄本）、履歴事項全部証明書等です。

なお、開業予定者又は開業1年未満の場合は、別途、創業計画書が必要です。

3 事業規模

資本金又は従業員数のどちらか一方が該当すれば保証対象となります。

1. 中小企業信用保険法第2条による「中小企業者」

業種	資本金（出資金）	常時使用する従業員
製造業等（旅行業を含む。）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
医業	-	法人300人以下 (個人100人以下)

なお、特定非営利活動法人（NPO法人）は、常時使用する従業員数が該当していればご利用いただけます。

2. 中小企業信用保険法第2条第1項第2号、同法施行令第1条第2項の対象となる政令特例業種

政令特例業種	資本金（出資金）	常時使用する従業員
ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業は除く。

4 信用保証料

(1) 信用保証料とは

信用保証料は、金利や手数料と異なり、信用保証協会とお客様の信用保証委託取引に基づく信用保証の対価としてお支払いいただくものです。

(2) 信用保証料率決定までの流れ

信用保証料率は、お客様の経営状況に応じ9段階となっております。



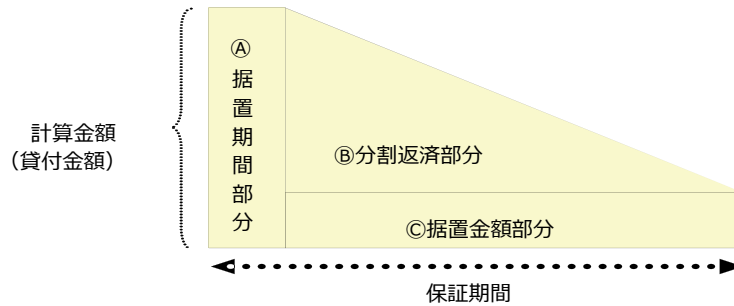
(3) 信用保証料の計算式

①一括返済

$$\text{貸付金額 (円)} \times \text{信用保証料率} \times \text{保証期間 (月)} / 12 \text{ヶ月}$$

(確定日保証の場合は日割計算となります。)

②分割返済



$$\text{信用保証料} = \text{A据置期間部分} + \text{B分割返済部分} + \text{C据置金額部分}$$

①据置期間部分

$$\text{貸付金額 (円)} \times \text{信用保証料率} \times \text{据置期間 (月)} / 12 \text{ヶ月}$$

②分割返済部分

$$(\text{貸付金額} - \text{据置金額}) (\text{円}) \times \text{信用保証料率} \\ \times \{(\text{保証期間} - \text{据置期間 (月)}) / 12 \text{ヶ月}\} \times \text{分割係数}$$

分割係数

返済方法が均等分割返済の場合は分割係数表の均等分割係数を、不均等分割返済の場合は不均等分割係数を適用します。

分割返済回数	均等分割係数	不均等分割係数
6回以下	0.70	0.77
12回以下	0.65	0.72
24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

③据置金額部分

$$\text{据置金額 (円)} \times \text{信用保証料率} \times \{(\text{保証期間} - \text{据置期間 (月)}) / 12 \text{ヶ月}\}$$

主な保証制度のご案内

協会制度（貸付利率は金融機関所定利率です。）

（令和3年4月1日現在）

制度名	ご利用の目安	資金使途／保証期間	限度額	信用保証料率
一般保証	運転、設備資金の借入に	運転資金 7年 設備資金 10年	2億8千万円 (組合4億8千万円)	0.450%～1.900%
小口零細企業保証	従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の小規模企業者の事業資金の借入に	運転・設備 10年	2千万円 (全国の信用保証協会による既存保証付融資残高との合計で、2千万円の範囲内となる新規の保証に限ります。)	0.500%～2.200%
短期継続保証制度	一括返済方式の短期資金を一定期間継続し、資金繰りを安定させるために	1年 (最大4回まで継続可能)	3千万円 (原則、直近決算の平均月商の範囲内)	0.450%～1.900%
中小企業成長発展支援保証制度 (発展サポート保証)	更なる成長を遂げるため、大口かつ長期の事業資金を調達するために	運転・設備 10年	2億円	0.450%～1.150%
発展サポート mini保証制度	更なる成長を遂げるための事業資金を調達するために	運転・設備 10年	5千万円	0.450%～1.350%
協調型融資保証 (コラボ)	金融機関のプロパー融資と協調し、まとまった事業資金を調達するときに	運転資金 7年 設備資金 10年	2億円	0.450%～1.150%
コラボmini保証制度	金融機関のプロパー融資と協調し、事業資金を調達するときに	運転資金 7年 設備資金 10年	8千万円	0.450%～1.350%
事業承継特別保証	経営者保証を提供することなく、事業承継の段階における資金調達をするために	運転・設備 10年	2億8千万円	0.450%～1.900% (※1)
事業者カードローン 当座貸越根保証	反復継続して発生する融資枠をカードローンで確保	運転・設備 1年又は2年	2千万円	0.390%～1.620%
危機関連保証制度	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著し信用収縮が生じたときのために(※2)	運転・設備 10年	2億円8千万円 (組合4億8千万円)	0.800%
借換保証	保証付借入金の借換による返済額の軽減や資金調達の円滑化のために	運転・設備 10年	2億8千万円(※3) (組合4億8千万円)	0.450%～1.900%
条件変更改善型借換保証	経営改善に向け返済緩和中の保証を借換するときに	15年	2億8千万円 (組合4億8千万円)	
事業再生計画 実施関連保証	事業再生を行う中小企業が資金調達を図る際に	運転・設備 15年	2億8千万円 (組合4億8千万円)	0.680%～0.800%
事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)制度	新型コロナウイルス感染症の影響等で事業再生を行う中小企業が資金調達を図る際に	運転・設備 15年	2億8千万円 (組合4億8千万円)	0.200%
伴走支援型特別保証制度	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が経営改善を図る際に	運転・設備 10年	4千万円	0.200%

(注) ここに紹介しました保証制度は、個々に申込資格・要件・取扱金融機関が異なります。

詳細につきましては、経営支援推進課（TEL：044-211-0504）までお問い合わせください。

※1 経営者保証コーディネーターによる事業承継時判断材料チェックシートの全項目について確認を受けた場合、0.200%～1.150%の信用保証料率が適用されます。

※2 中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者が対象となります。

※3 6号認定の場合は3億8千万円となります。

川崎市中小企業融資制度

(令和3年4月1日現在)

制度名・貸付利率	ご利用の目安	資金使途/保証期間	限度額	信用保証料率
振興資金(※13) (短期)1年以内 1.5%以内 (長期)1年超5年以内 2.0%以内 5年超7年以内 2.3%以内 7年超 2.5%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)(※4)	事業活動に必要な資金の借入に	(短期) 運転・設備 1年 (長期) 運転資金 7年 設備資金 10年	2億円 (組合4億円)	0.450%~1.900%
設備強化支援資金(※13) 5年以内 1.8%以内 5年超10年以内 2.0%以内 10年超 2.4%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)(※4)		設備資金 15年		0.025%~0.750% 当協会の保証料 率引下げ(0.2%) 後の保証料率
小規模事業資金(※13) 3年以内 1.8%以内 3年超5年以内 2.0%以内 5年超 2.1%以内	従業員30人以下(商業・サービス業は10人以下)の小規模事業者の事業資金の借入に	運転・設備 8年	3千5百万円	(保証債務残高1,500万円以下) 0.383%~0.950% (保証債務残高1,500万円超) 0.383%~1.710%
小規模事業資金(短期サポート型) 1.2%以内		運転・設備 1年	2千万円	0.225%~0.950%
小規模事業資金(小口サポート型) 1.4%以内		運転・設備 5年	2千万円	
小規模事業資金(ミニ) 1.3%以内		運転資金 4年	3百万円	
小口零細対応小規模事業資金(※13) 3年以内 1.6%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超8年以内 1.9%以内 8年超 2.0%以内	従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模事業者の事業資金の借入に	運転・設備 10年	2千万円(※5)	0.450%~1.100%
経営安定資金 不況対策資金(5年型) 1.5%以内 (要件該当者1.4%以内)(※6) 不況対策資金(10年型) 1.7%以内 (要件該当者1.6%以内)(※6) 危機対策資金(※8) 1.7%以内 中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた場合 1年以内 0.9%以内 1年超3年以内 1.2%以内 3年超5年以内 1.4%以内 5年超 1.6%以内 災害対策資金 1.7%以内 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の認定を受けた場合 1年以内 0.9%以内 1年超3年以内 1.2%以内 3年超5年以内 1.4%以内 5年超 1.6%以内 激甚災害対策資金 1.7%以内 借換支援資金 1.8%以内 条件変更改善型借換資金 10年以内 1.8%以内 10年超 2.3%以内	経営環境の変化により経営の安定化に必要な資金の借入に	運転・設備 5年	3千万円(※7)	0.450%~0.950%
		運転・設備 10年	8千万円(※7)	0.383%~0.950%
		運転・設備 10年	2億8千万円	0.400%
		運転・設備 10年(※9)	8千万円(※7)(※10)(※11)	0.450%~0.950%
		運転資金 10年	2億8千万円(※10)	0.450%
		運転資金 15年	2億8千万円(※7)	0.400%~1.900%
		運転資金 7年 設備資金 10年	3千5百万円 (客観的事業着手がなされておらず、2千万円以上の融資を希望する場合は、2千万円を超えた額と同額の自己資金が必要です。)	0.000%~1.900%
創業支援資金 アーリーステージ対応資金 1.9%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)(※4) 女性・若者・シニア起業家支援資金 1.8%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)(※4)	川崎市内で創業もしくは開業後5年未満の事業資金の借入に	運転資金 7年 設備資金 10年	3千5百万円 (客観的事業着手がなされておらず、2千万円以上の融資を希望する場合は、2千万円を超えた額と同額の自己資金が必要です。)	0% (所定保証料率0.8%のところ、市の助成(0.5%)及び当協会の保証料率引下げ(0.3%)により、申込人負担がゼロになります。)
事業承継特別保証資金 1.6%以内	経営者保証を提供することなく、事業承継の段階における資金調達をするために	運転・設備 10年	2億8千万円	0.255%~0.950%(※12)
コロナ対応伴走支援型経営改善資金 1年以内0.9%以内 3年以内1.2%以内 5年以内1.4%以内 5年超 1.6%以内	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が経営改善を図る際に	運転・設備 10年	4千万円	0.200%

※4 変動金利の「短プラ」とは、金融機関が1年以内の融資をする際の実優遇金利等で、金融機関によって異なります。
 ※5 全国の信用保証協会による既存保証付き融資残高との合計で、2千万円の範囲内となる新規の保証に限りです。
 ※6 為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月間の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少している中小企業者等の方、若しくは平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している中小企業者等の方
 ※7 セーフティ第1~8号に係る市町村長又は特別区長の認定書を取得した場合は、通常の限度額とは別枠でご利用いただけます。
 ※8 大規模な経済危機や災害発生時に、経済産業大臣が指定する期間(原則1年間)のみ利用が可能となる資金です。
 ※9 令和元年東日本台風(台風第19号)により被害を受けた場合は、設備資金15年以内
 ※10 市町村長又は特別区長の罹災証明書、又は認定書が必要です。
 ※11 新型コロナウイルス感染症によるセーフティネット4号が認定された場合は、2億8千万円
 ※12 経営者保証コーディネーターによる事業承継時判断材料チェックシートについて確認を受けた場合、信用保証料支払い負担はありません。
 ※13 「かわさきSDGsパートナー」認証企業が本制度を利用する場合、「SDGs取組支援融資」が適用され、2分の1の料率でご利用いただけます。

中期事業計画（令和3～5年度）（概要）

川崎市信用保証協会は、公的な中小企業支援機関として、地域経済の発展に貢献するため、コロナ禍の影響によって厳しい状況にある中小企業への金融支援に加え、企業の発達状況に応じた多様な支援に取り組むとともに、利用者本位の利便性向上を図るため、令和3年度から5年度までの3年間における業務運営方針を次のとおり定めました。

(1) 中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進

厳しい経営環境にある中小企業の経営改善・生産性向上を促すため、金融機関と連携・協調して安定的な資金調達を支援します。

(2) 経営支援に関する取組みの推進

厳しい経営環境にある中小企業の経営状況に応じた柔軟かつきめ細やかな対応が求められていることから、金融機関等と連携・協調した経営支援に取り組めます。

(3) 地方創生等への貢献を果たすための取組みの推進

市内中小企業の金融円滑化を図る中小企業支援機関として、川崎市や関係機関との連携を進め、地域経済活性化のための取組みを推進します。

(4) 回収の最大化に向けた取組みの強化

求償権の管理回収は、信用補完制度の維持やモラルハザードの防止、事業再生支援等の側面も併せ持つ協会の重要な業務であることから、効率性を重視しつつその最大化に取り組めます。

(5) 中小企業や金融機関から信頼される態勢の維持・強化

信用保証協会が中小企業支援機関として、中小企業の金融円滑化や経営支援をより高い水準で継続して提供するため、経営の透明性や人材育成に取り組む、中小企業や金融機関から信頼される態勢を維持、強化します。

年度経営計画（令和3年度）（概要）

1 業務環境

(1) 地域の経済動向

政府は、景気の基調判断を「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる。」とし、先行きについては、内外の感染拡大による下振れリスクに十分注意する必要があるものの「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直していくことが期待される。」としています。

地元金融機関が行った川崎市内中小企業の動向調査では、景況感を総合的に示す業況D. Iは令和2年10～12月期が△37.6で、7～9月期（△48.4）と比べ、10.8ポイント改善しているものの、マイナス値で推移しておりコロナ禍の影響は未だ終息が見えておらず、今後も厳しい状況が続くものと思われます。

(2) 中小企業を取り巻く環境

中小企業を取り巻く環境は、コロナ禍の影響により令和2年度は売上・受注の減少といった課題が一層深刻化しており、厳しい状況が続くことが懸念されます。

民間調査機関によると令和2年（1～12月）の全国企業倒産件数は、新型コロナウイルス感染症に対応した各種支援策に支えられ7,809件と平成12年以降で2番目に低い水準となったものの、コロナ禍での急激な業績落ち込みに伴う倒産増加が懸念されます。

2 業務運営方針

川崎市信用保証協会は、公的な中小企業支援機関として、コロナ禍において厳しい状況にある中小企業に金融機関等と連携し信用保証による金融支援に取り組むとともに、創業支援、期中支援及び再生支援の充実を図ることにより、地域経済の発展に貢献するため、令和3年度の業務運営方針を次のとおり定めました。

(1) 中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進

厳しい経営環境にある中小企業の経営改善・生産性向上を促すため、金融機関と連携・協調して中小企業の安定的な資金調達を支援します。

(2) 経営支援に関する取組みの推進

厳しい経営環境にある中小企業の経営状況に応じた柔軟かつきめ細やかな対応が求められていることから、金融機関等と連携・協調した経営支援に取り組めます。

(3) 地方創生への貢献を果たすための取組みの推進

市内中小企業の金融円滑化を図る中小企業支援機関として、川崎市や関係機関との連携を進め、地域経済活性化のための取組みを推進します。

(4) 回収の最大化に向けた取組みの強化

求償権の管理回収は、信用補完制度の維持やモラルハザードの防止、事業再生支援等の側面も併せ持つ協会の重要な業務であることから、効率性を重視しつつその最大化に取り組めます。

(5) 中小企業や金融機関から信頼される態勢の維持・強化

中小企業や金融機関にとって頼りになる支援機関であり続けるため、職員の能力向上や広報活動の充実を図るとともに、透明性の高い業務運営を行います。

3 令和3年度の業務計画数値

項目	金額
保証承諾	50,000百万円
保証債務残高	209,200百万円
代位弁済	2,900百万円
実際回収	450百万円

令和2年度の実績

1 事業方針

令和2年当初の日本経済は、輸出が弱含みであることや新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要があるとあり、また、通商問題を巡る海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響にも留意する必要がありました。

中小企業においては、景気が緩やかな回復基調にあるとされているものの、「売上の停滞・減少」や「人手不足」等により企業倒産が増加傾向にあり、人件費の上昇や消費税率引き上げ後の影響により、更なる倒産増加も懸念され、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありました。

こうしたことから、当協会は質の高い信用保証に加え、引続き金融機関等と連携し、充実した創業支援、期中支援、経営支援及び再生支援に取り組む等、中小企業及び地域経済の発展に貢献するため、次のとおり令和2年度の事業計画を策定いたしました。

(1) 保証承諾額	40,000百万円
(2) 保証債務残高	113,233百万円
(3) 代位弁済額（元利）	2,000百万円
(4) 回収額（実際回収）	500百万円

2 経済金融情勢

令和2年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症対策としての自粛等の影響により、個人消費を中心とした大幅な内需の減少と、より強制力のある感染症対策を実施した諸外国への輸出の大幅な減少により、これまでになく厳しい状況となりました。

中小企業においては、実質無利子・無担保融資等の新型コロナウイルス感染症に係る各種政策支援に支えられ、倒産は前年を下回ったものの、新型コロナウイルス感染症の終息は不透明であり、売上の停滞・減少といった課題が一層深刻化しており、経営環境は厳しい状況が続くことが懸念されています。

3 業績

(1) 保証状況

保証承諾は、9,859件183,128百万円で前年度実績3,046件41,904百万円に比べて、件数で6,813件、金額は141,224百万円それぞれ増加しました。また、1件あたりの保証承諾金額は18,575千円となり、前年度実績13,757千円に比べて、4,818千円増加しました。なお、平均保証期間は97.2ヶ月で、前年度実績69.1ヶ月に比べて28.1ヶ月長期化しました。

(2) 保証債務残高状況

保証債務残高は、15,888件219,048百万円で前年度実績12,428件119,309百万円に比べて、件数で3,460件、金額は99,739百万円それぞれ増加しました。

(3) 代位弁済状況

代位弁済は、128件1,339百万円で前年度実績192件1,996百万円に比べて、件数で64件、金額は657百万円それぞれ減少しました。

(4) 回収状況

回収は、302百万円で前年度実績487百万円に比べて、185百万円減少しました。なお、期末求償権残高は441件（前年度比92.1%）811百万円（前年度比71.3%）で前年度期末求償権残高479件1,137百万円に比べて、件数で38件、金額は326百万円それぞれ減少しました。

（単位：百万円）

	平成 31 年度実績		令和 2 年度実績	
	件数	金額	件数	金額
保証承諾	3,046	41,904	9,859	183,128
保証債務残高	12,428	119,309	15,888	219,048
代位弁済	192	1,996	128	1,339
回収状況	-	487	-	302

4 事業の展望

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられます。新型コロナウイルス感染症の終息は、不透明であるものの、経済活動との両立を図ることが求められており、内需及び外需の持ち直しが期待されています。

このような状況の下、中小企業及び地域経済の発展に貢献するため、質の高い信用保証に加え、金融機関等と連携し、充実した創業支援、期中支援、経営支援及び再生支援といった中小企業の経営課題に応じた取組みを行ってまいります。

当協会では、経営計画やコンプライアンスへの取組等について客観的な評価を受けるため、弁護士や税理士等の第三者により構成される「外部評価委員会」を平成18年度に設置しています。

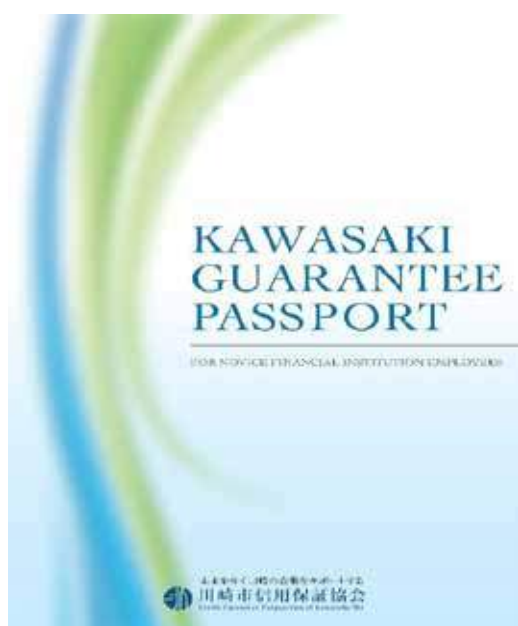
外部評価委員会の意見等は、当協会のホームページをご覧ください。

令和2年度の主な取組み

利便性向上への取組み

保証利用における利便性向上を図るため、信用保証協会を初めてお取扱いただく金融機関職員の方に、信用保証協会の概要から保証申込手続き、信用保証料についてわかりやすく漫画形式で記載した「KAWASAKI GUARANTEE PASSPORT」を発刊しました。

その他に、金融機関アンケート等で要望のあった、信用保証料の計算シミュレーション及び返済期間の確認ができる簡易シミュレーションを当協会ホームページに掲載しました。



創業支援の取組み

創業支援の取組みとして、関係機関と連携して開催した創業セミナーで当協会の創業支援メニューについて説明しました。

令和3年 1月16日 「オンライン創業セミナー みらい海図」

令和3年 2月24日 「オンライン創業セミナー」

また、川崎市内で創業を希望される方の相談に対応するため、平成30年5月15日から川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）と連携して「起業家向け無料相談窓口」を開設しています。令和2年度は11件の相談を受けました。

外部評価委員会の開催

外部評価委員会は、協会の経営計画やコンプライアンスへの取組み等について客観的な評価を受けるため平成18年9月に設置したもので、第三者である弁護士、税理士等学識を有する中立的立場の委員で構成されています。

令和2年度は、6月15日に平成31年度の経営計画等に関する評価のための会議を、11月27日には令和2年度経営計画の進捗等に関する中間報告のための会議をそれぞれ開催しました。

外部評価委員会の意見等は、当協会のホームページをご覧ください。

かながわ企業支援ネットワーク会議の開催

中小企業・小規模事業者の経営支援・再生支援について、地域金融を支える関係機関との連携を緊密にするため、神奈川県信用保証協会、横浜市信用保証協会、神奈川県中小企業再生支援協議会と共同で令和2年11月に「第16回かながわ企業支援ネットワーク会議」を開催しました。

なお、今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面での開催となりました。

中小企業金融情報交換会議の開催

この会議は平成18年12月に第1回を開催して以来、中小企業支援機関等の皆様にご協力いただきながら、各機関の情報・意見交換の場として半期毎に開催して参りました。

令和2年度は、上期の会議は緊急事態宣言発令期間中であつたことから開催を中止し、11月13日に第27回の会議を開催、各機関の令和2年度上期の中小企業支援の取組み実績や、今後の取組計画等地域金融と中小企業支援について活発な意見交換を行いました。

(参加機関：川崎商工会議所、川崎信用金庫、株式会社日本政策金融公庫川崎支店、株式会社商工組合中央金庫川崎支店、川崎市経済労働局金融課及び工業振興課、公益財団法人川崎市産業振興財団、株式会社ケイエスピー、川崎市信用保証協会)



ノベルティグッズの作成

当協会と、神奈川県信用保証協会、横浜市信用保証協会はSDGs推進の一環として、知的障害者に福祉サービスを提供している「社会福祉法人ともかわさき」とともにノベルティグッズ（マスクケース）を作成しました。

施設利用者の方にデザイン及び梱包作業をお願いしたもので、多くの方にご好評いただきました。



川崎国際環境技術展出展

令和3年1月21日から同年2月5日にかけて、「第13回川崎国際環境技術展」が開催されました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、初のオンライン開催となり、オンデマンドでセミナーが行われたほか、会期中はオンライン会議ツールを用いた商談ルームも設けられ、コンシェルジュがマッチングをサポートするなどの新しい試みの中で、当協会はパンフレットや保証制度等の掲示を行いました。

保証事務説明会の開催

中小企業の発達状況に応じた円滑な資金調達の支援を行うため、金融機関と当協会の連携について意見交換を行うとともに、保証申込手続き、経営支援に関する案内、期中事務の留意点等について、金融機関の皆様へ、理解を深めていただくための保証事務説明会を開催しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2回の開催となり、内1回はオンラインツールを活用し開催しました。

金融機関連携プロジェクト定例会で講演

一般社団法人神奈川中小企業診断士会主催の「金融機関連携プロジェクト定例会」が令和2年11月20日にオンラインで開催され、当協会の経営支援メニューである専門家派遣の目的や、相談者が専門家に求めている事等について、講演しました。



新型コロナウイルス感染症に関する対応について

川崎市信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある中小企業者に対し、経営改善・生産性向上を促すため、制度創設後初めて発動となった危機関連保証さらにセーフティーネット保証4号、5号に加え川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金等、新型コロナウイルス感染症に関する制度を活用した積極的な金融支援を行いました。

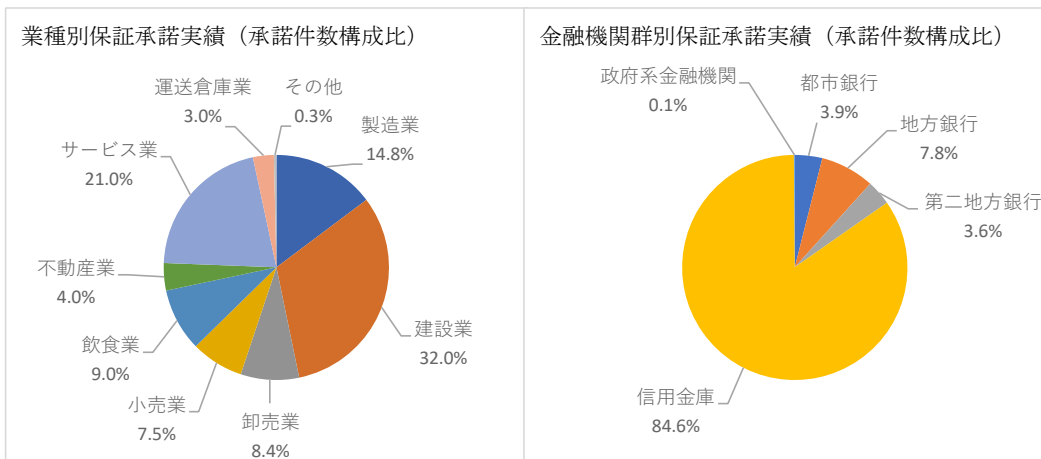
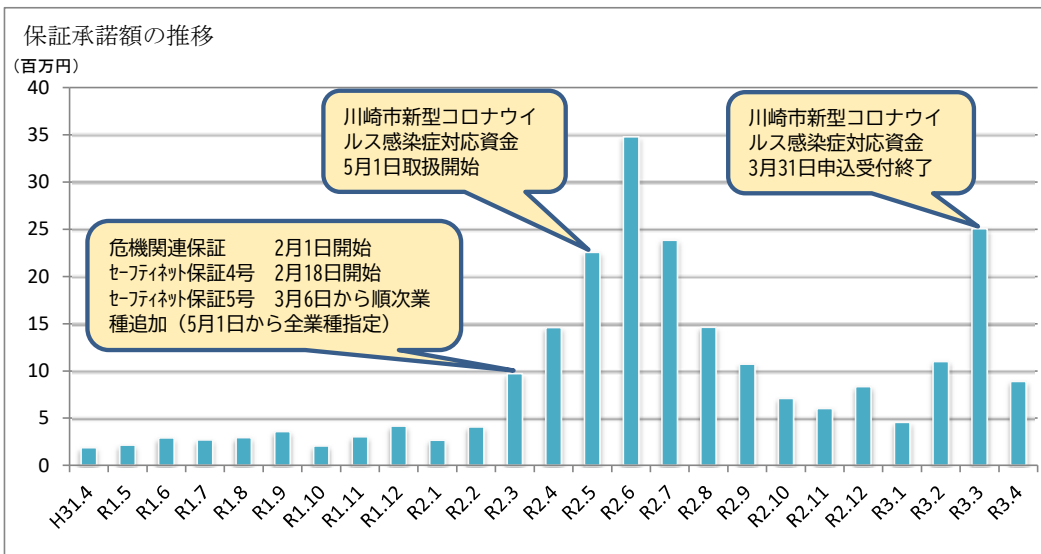
令和2年度の新型コロナウイルス感染症に関する保証承諾は9,146件、174,489,818千円となりました。

1 保証承諾の推移

新型コロナウイルス感染症に関する保証承諾

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年4月	
	件数	金額	件数	金額
川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金	8,120	141,645	355	7,611
その他コロナウイルスに関する制度	1,026	32,845	19	510
合計	9,146	174,490	374	8,121



2 保証の迅速化に向けた取り組み

(1) 保証窓口の土曜日営業

中小企業者の相談等に対応するため、令和2年4月11日から6月27日までの土曜日及び昭和の日については、保証窓口を通常営業としました。

(2) 事務手続きの簡素化

中小企業者及び金融機関担当者の事務負担を簡素化するため、既利用者の「申込人（企業）概要」の記入省略や、新型コロナウイルス感染症対応資金について市税納税確認の省略を行う等書類の簡素化に取組むとともに、信用保証委託申込書等をExcel化しました。

(3) 保証審査部署の増員

保証申込の急増に対応するため、令和2年4月15日から7月末まで保証審査部署2課に対し各1名を増員し、平日の業務終了後には他部署職員が保証審査部署の応援を行いました。

また、令和2年4月11日から6月13日までの土曜日及び祝日には、保証審査部署2課に対し、管理職各1名を増員し、決裁ラインの複線化を図りました。

3 協会業務継続への取り組み

(1) 感染防止対策

役職員全員にマスクの着用、手洗いと検温を励行するとともに、来協者にはマスクの着用をお願いしています。また、感染者発生時の消毒作業用品を各部署に配付し、事務所の各フロアに来客用消毒液を設置しました。さらに保証窓口には飛沫ガードパネルを設置するなど、感染防止に取り組んでいます。

(2) 在宅勤務の実施

事業継続計画（BCP）の一環として、万一感染者が発生しても業務継続できるよう、緊急事態宣言発令下は2グループに分け、在宅勤務又は週4日勤務体制としました。

4 広報活動

ホームページ、広報誌及びチラシによる情報提供や神奈川新聞での広報で周知活動を行いました。

(1) ホームページ



(2) 広報誌・チラシ



(3) 新聞



経営支援の取組み

中小企業は、様々な経営課題を抱えており、個々の中小企業に寄り添った経営支援に取り組む必要があります。そのため、中小企業が経営改善、事業再生、事業承継等の課題解決に向けて取組めるよう、協会は金融機関等中小企業支援機関と連携し、経営支援に取り組んでいます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から対面による支援が制限されたことから、オンラインを活用した支援にも取り組みました。

1 訪問支援及び専門家派遣事業

返済軽減の条件変更を行っている中小企業者等を訪問し、経営状況の確認、経営相談に対するアドバイス、専門家派遣の提案等により課題解決を促しています。令和2年度は、162者を訪問し、延べ62者に専門家派遣を実施しました。

【令和2年度】専門家派遣実績

支援内容	実施者数
経営診断	38者
経営改善計画策定支援	3者
生産性向上に係る経営計画策定支援	11者
事業承継計画策定準備等支援	1者
創業計画策定等支援	1者
フォローアップ診断	8者

※ 経営診断及び経営改善計画策定支援は、再生支援に係る専門家派遣実績を含んでいます。



2 事業承継支援に関する取組み

(1) 事業承継診断の実施

経営者が60歳以上の中小企業者を訪問し、事業承継の状況を確認（事業承継診断）のうえ、早期に準備することの重要性等を説明しています。令和2年度は、76者に事業承継診断を実施しました。

(2) 専門家派遣

事業承継に課題を抱える中小企業者に対し、専門家を派遣して、事業承継に関する課題を整理し、事業承継の時期、具体的な対策等を盛り込んだ事業承継計画策定の準備に係る支援に取り組んでいます。令和2年度は、1者に中小企業診断士を派遣して、事業承継計画策定準備等支援を実施しました。

(3) 保証による事業承継の支援

円滑な事業承継に必要な資金の調達を支援するため、事業承継特別保証等の制度を創設しています。令和2年度は、事業承継特別保証制度について1者の利用がありました。

3 再生支援に関する取組み

期中管理・経営支援、管理回収の各部門が連携し、再生局面にある求償権債務者の再チャレンジを後押ししています。令和2年度は、1者に専門家を派遣して再生計画策定を支援し、経営サポート会議を開催して金融機関等との意見調整や金融調整を行ったうえ、求償権消滅保証による再生支援を実施しました。

4 金融機関等中小企業支援機関との連携

(1) 経営サポート会議の開催

協会では、中小企業者や金融機関からの要請に基づき、事業計画に対する意見調整や金融調整等を行うための経営サポート会議を開催しています。令和2年度は、4者について経営サポート会議を開催し、事業計画の進捗状況の報告や求償権消滅保証を利用した事業再生支援に関する協議の場としてご活用いただきました。

(2) 経営支援プラットフォーム「Big Advance」への加入

令和2年12月25日、川崎信用金庫を通じて中小企業をトータルサポートするWEBプラットフォームサービス「Big Advance」に加入しました。

「Big Advance」は、平成30年4月に開始された経営支援プラットフォームサービスで、加入している全国の金融機関が地域の枠を超えて連携し、地域企業の支援を行うことが特長です。

協会も本サービスを活用して、セミナー開催情報等を会員企業に対し直接案内する等、金融機関と連携して中小企業のサポートに取り組んでまいります。

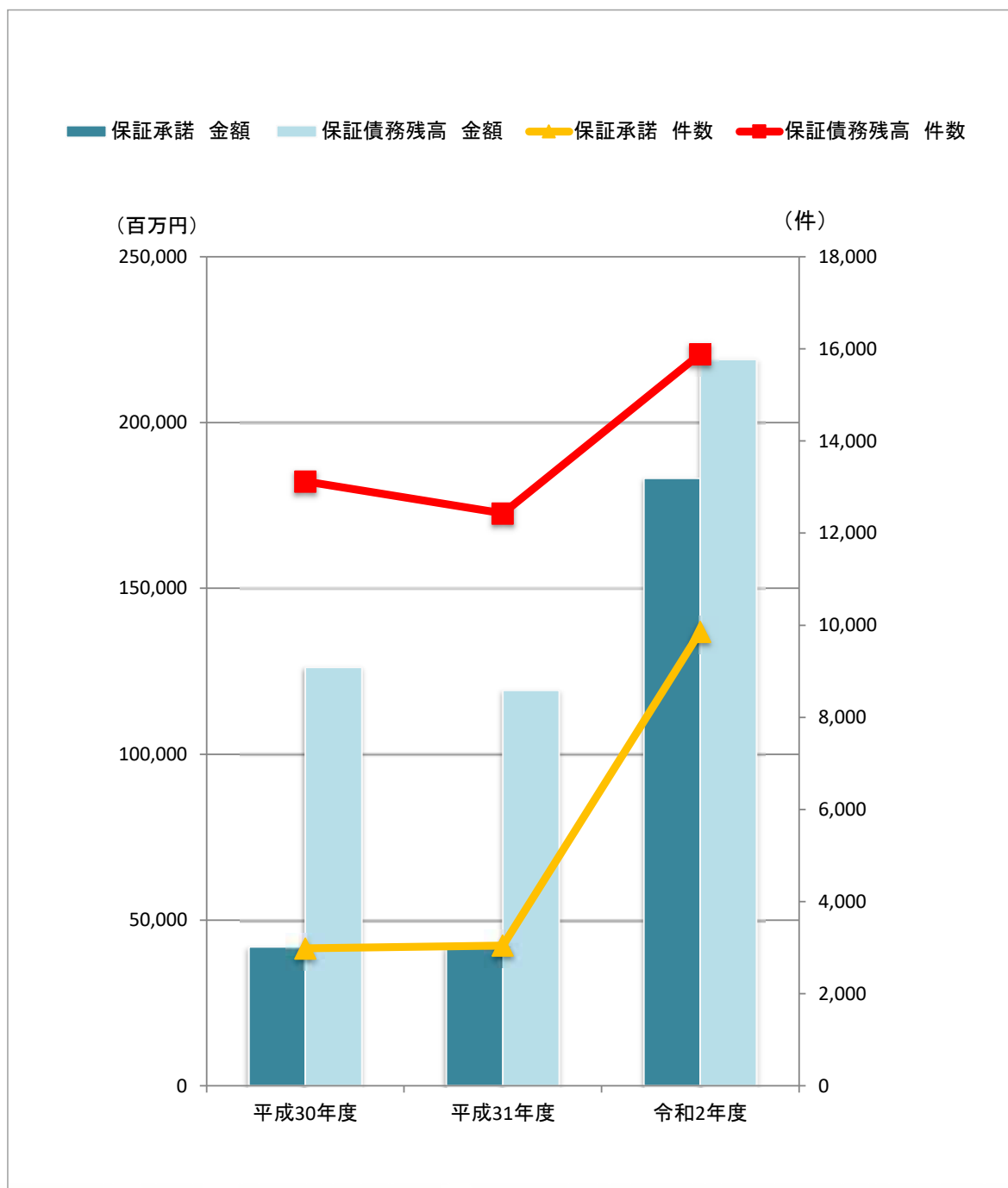
業務状況の推移

保証承諾の推移

保証債務残高の推移

(単位：千円)

	保証承諾			保証債務残高		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
平成30年度	2,985	41,882,170	96.2	13,124	126,212,805	92.8
平成31年度	3,046	41,903,741	100.1	12,428	119,309,296	94.5
令和2年度	9,859	183,127,787	437.0	15,888	219,048,087	183.6

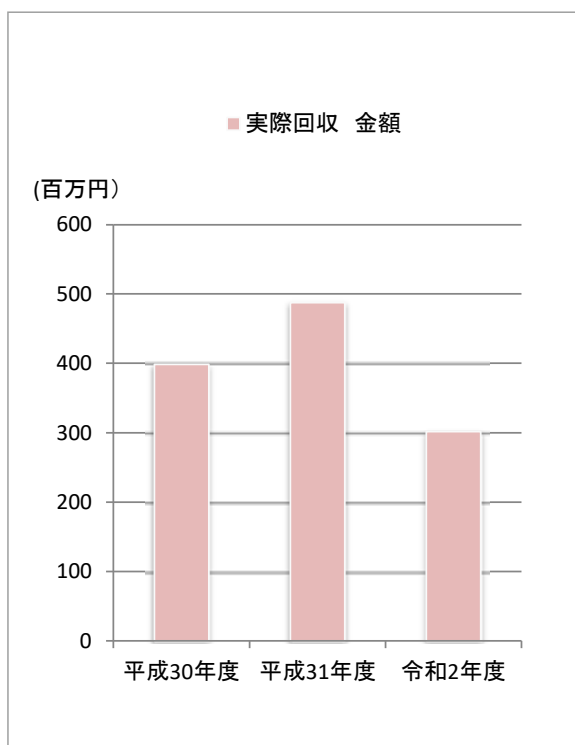
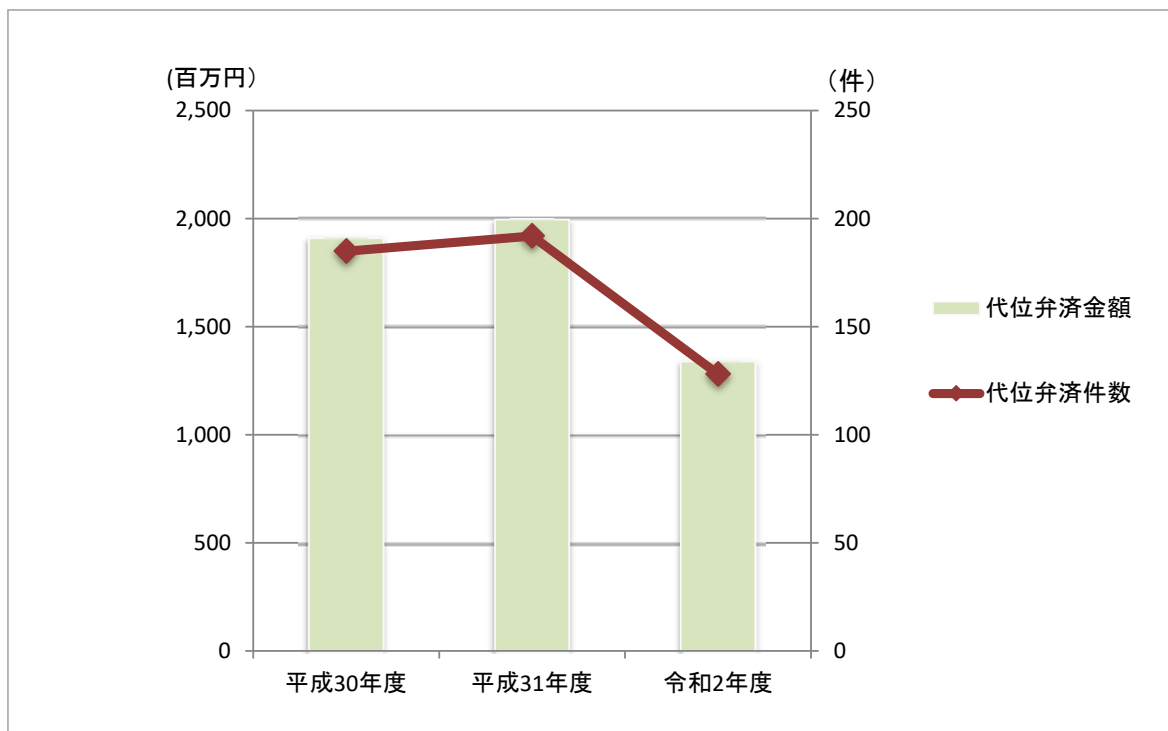


代位弁済の推移

回収の推移

(単位：千円)

	代位弁済			実際回収	実際求償権残高	
	件数	金額	前年比	金額	件数	金額
平成30年度	185	1,908,760	105.2	398,451	7,060	60,673,528
平成31年度	192	1,995,799	104.6	487,221	7,049	60,621,422
令和2年度	128	1,339,009	67.1	301,773	6,870	59,662,617

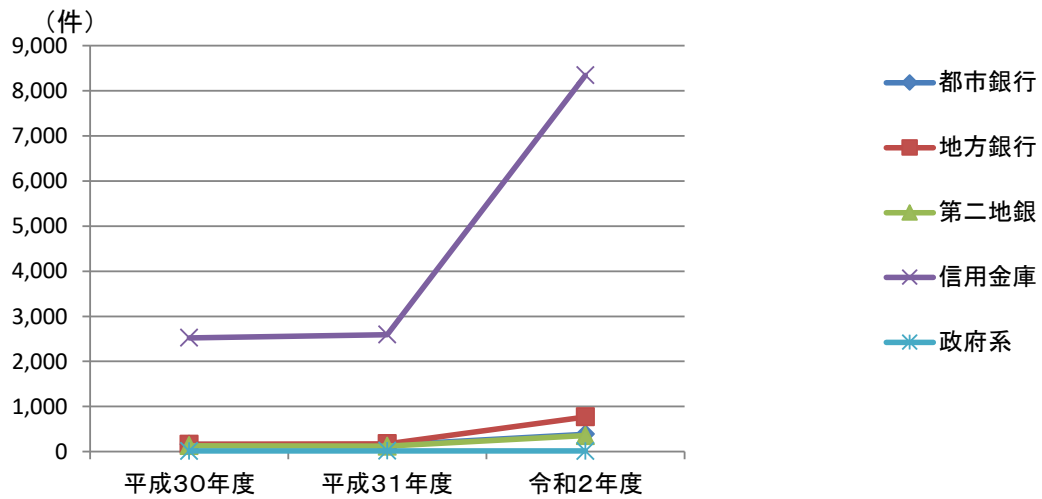


金融機関群別保証承諾の推移

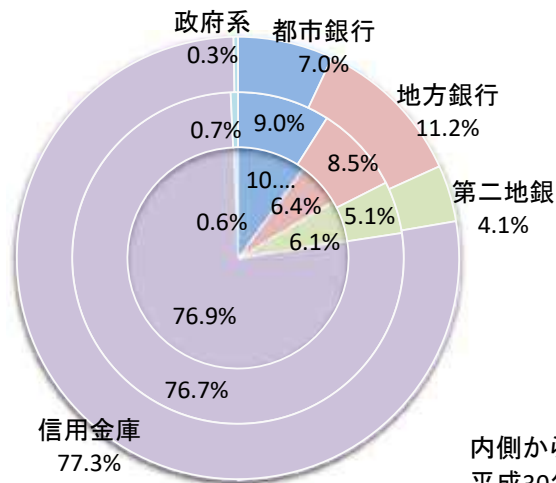
(単位：千円)

	平成30年度		平成31年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	157	4,171,650	144	3,783,223	386	12,790,165
地方銀行	162	2,697,845	173	3,553,982	767	20,541,584
第二地銀	131	2,543,150	120	2,133,350	352	7,579,850
信用金庫	2,522	32,197,525	2,594	32,136,669	8,341	141,624,997
政府系	13	272,000	15	296,517	13	591,191
その他	0	0	0	0	0	0
合計	2,985	41,882,170	3,046	41,903,741	9,859	183,127,787

保証承諾件数



保証承諾金額構成比



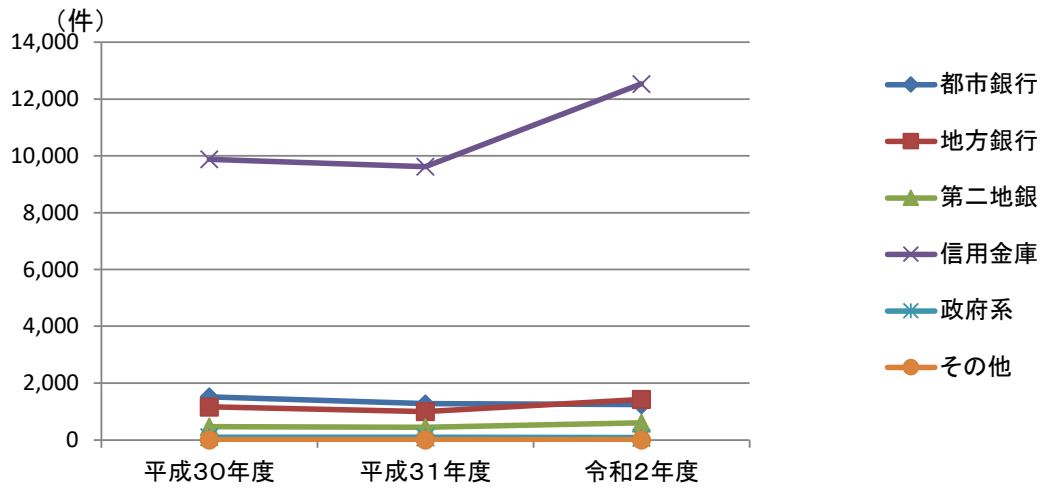
内側から外側に向かって
平成30年度、平成31年度、
令和2年度

金融機関群別保証債務残高の推移

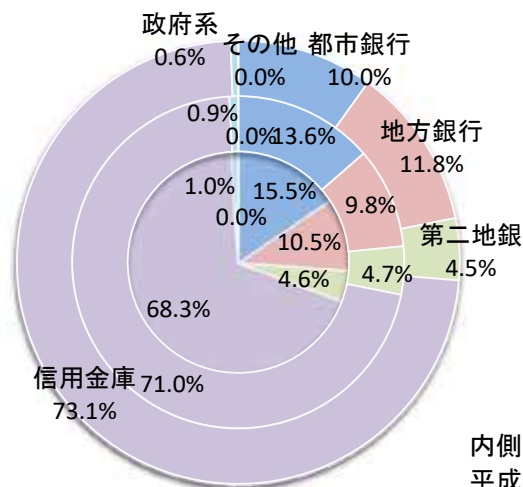
(単位：千円)

	平成30年度		平成31年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	1,522	19,551,218	1,271	16,267,497	1,242	21,817,592
地方銀行	1,159	13,293,618	1,001	11,726,287	1,430	25,929,630
第二地銀	459	5,836,019	444	5,590,621	600	9,910,291
信用金庫	9,881	86,214,446	9,623	84,692,759	12,535	160,162,992
政府系	102	1,317,289	88	1,032,008	80	1,227,550
その他	1	217	1	124	1	31
合計	13,124	126,212,805	12,428	119,309,296	15,888	219,048,087

保証債務残高件数



保証債務残高金額構成



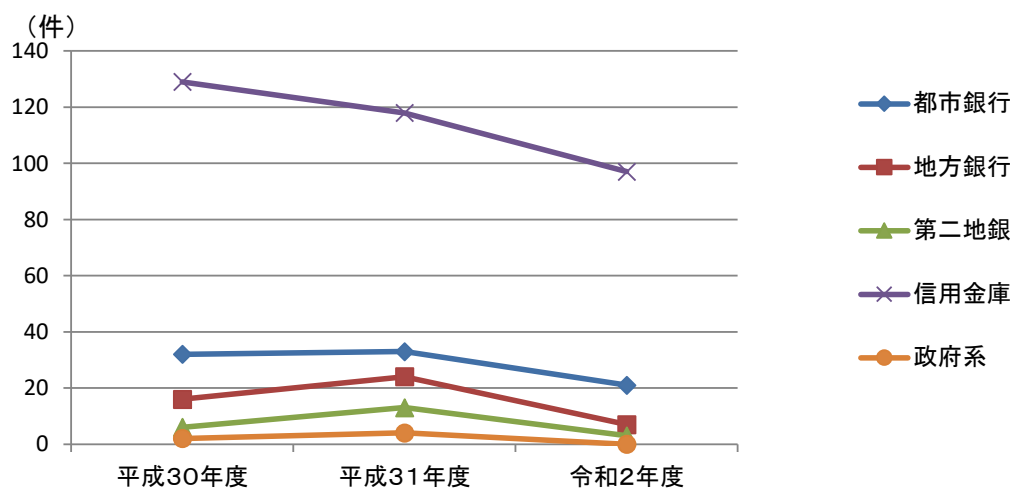
内側から外側に向かって
平成30年度、平成31年度、
令和2年度

金融機関群別代位弁済の推移

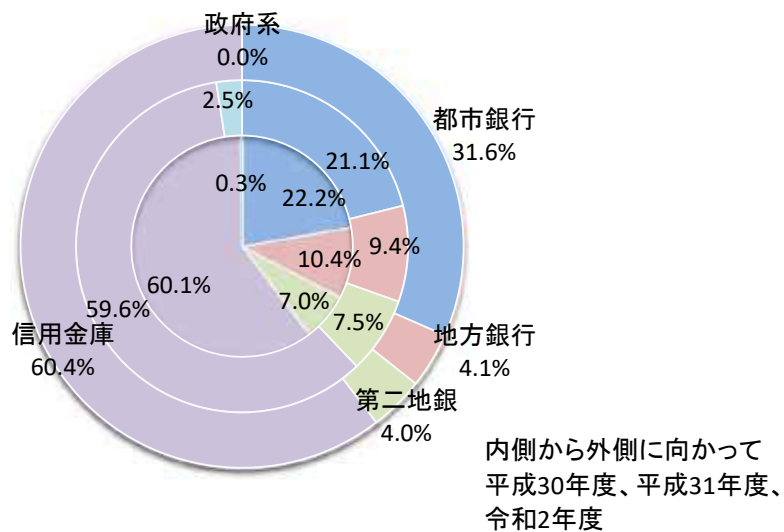
(単位：千円)

	平成30年度		平成31年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	32	423,559	33	420,458	21	423,148
地方銀行	16	199,354	24	186,657	7	54,391
第二地銀	6	133,793	13	149,018	3	53,358
信用金庫	129	1,147,029	118	1,189,610	97	808,112
政府系	2	5,025	4	50,056	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	185	1,908,760	192	1,995,799	128	1,339,009

代位弁済件数



代位弁済金額構成比

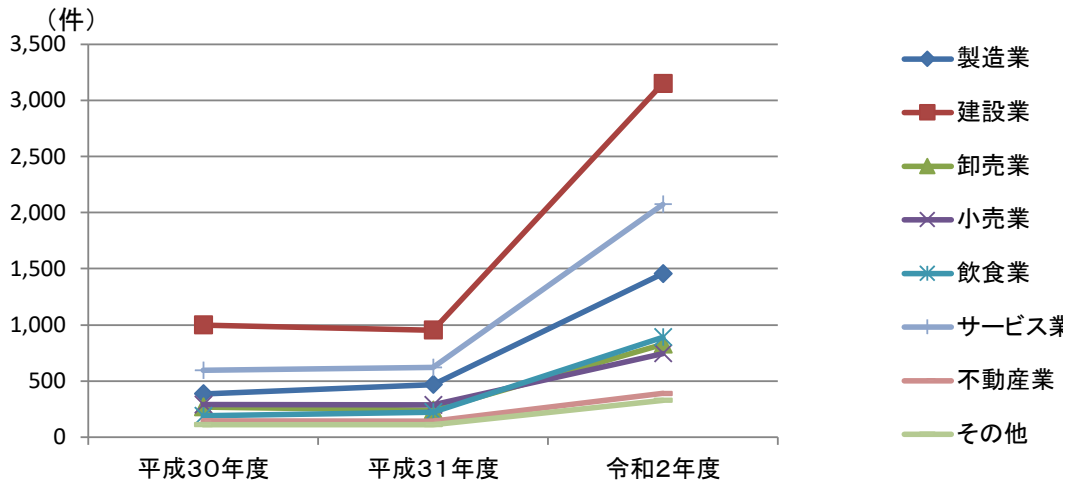


業種別保証承諾の推移

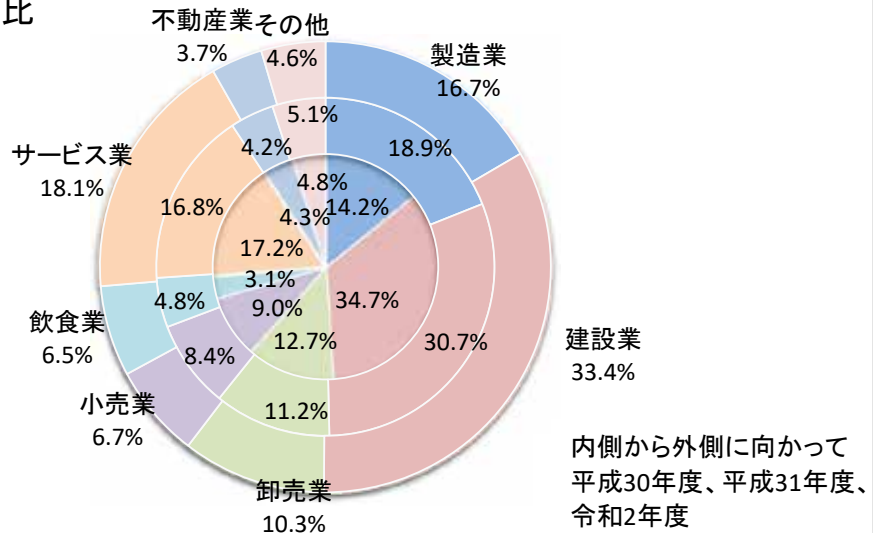
(単位：千円)

	平成30年度		平成31年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	385	5,934,109	469	7,934,956	1,456	30,491,072
建設業	999	14,537,660	953	12,858,890	3,151	61,243,612
卸売業	269	5,310,759	240	4,689,648	827	18,893,892
小売業	290	3,770,558	287	3,514,249	744	12,273,797
飲食業	189	1,306,954	223	1,995,960	890	11,933,650
サービス業	595	7,215,940	621	7,029,540	2,073	33,087,170
不動産業	147	1,806,370	142	1,756,929	390	6,769,803
その他	111	1,999,820	111	2,123,569	328	8,434,791
合計	2,985	41,882,170	3,046	41,903,741	9,859	183,127,787

保証承諾件



保証承諾金額構成比

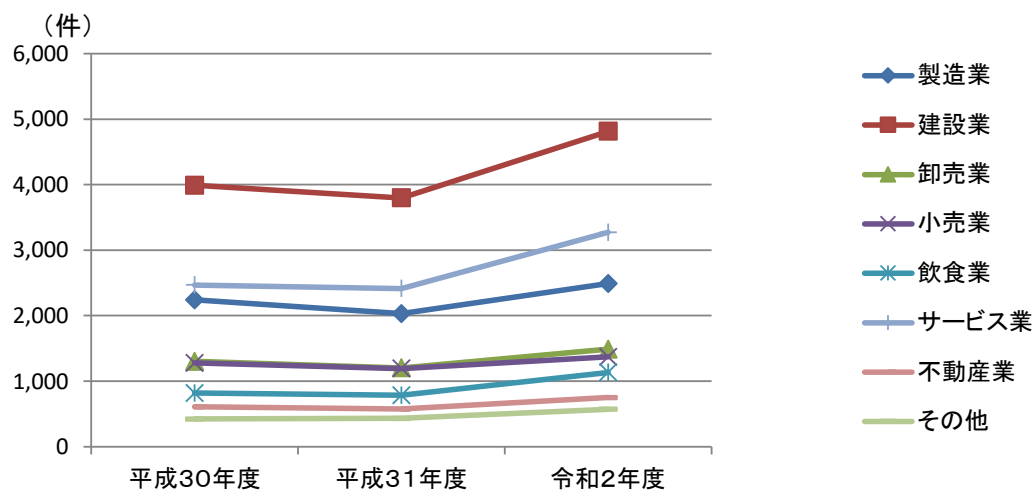


業種別保証債務残高の推移

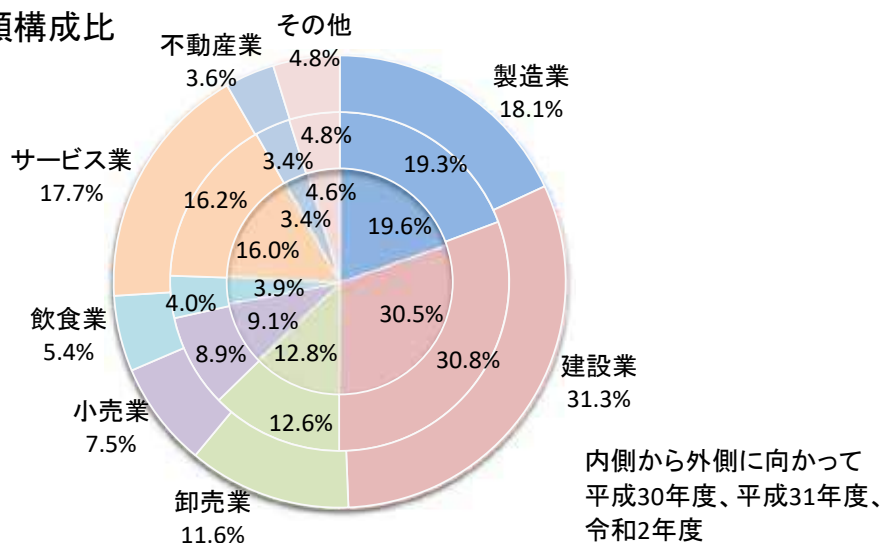
(単位：千円)

	平成30年度		平成31年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	2,242	24,747,393	2,031	23,008,326	2,489	39,587,984
建設業	3,990	38,528,245	3,798	36,710,127	4,814	68,600,442
卸売業	1,301	16,135,172	1,202	15,018,324	1,488	25,498,810
小売業	1,277	11,444,833	1,193	10,616,619	1,370	16,517,228
飲食業	818	4,932,969	783	4,796,186	1,134	11,878,210
サービス業	2,468	20,249,030	2,415	19,376,036	3,271	38,770,418
不動産業	606	4,327,803	574	4,056,575	750	7,788,889
その他	422	5,847,360	432	5,727,104	572	10,406,105
合計	13,124	126,212,805	12,428	119,309,296	15,888	219,048,087

保証債務残高件数



保証債務残高金額構成比

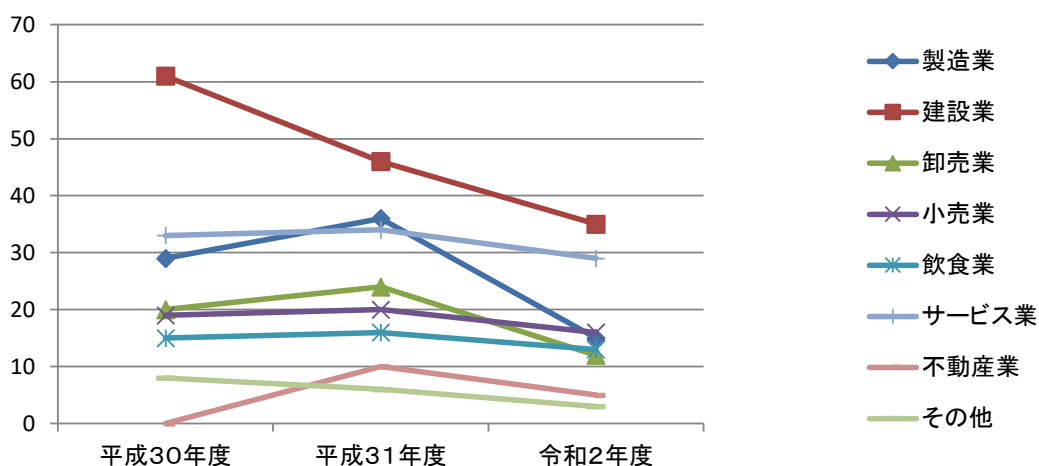


業種別代位弁済の推移

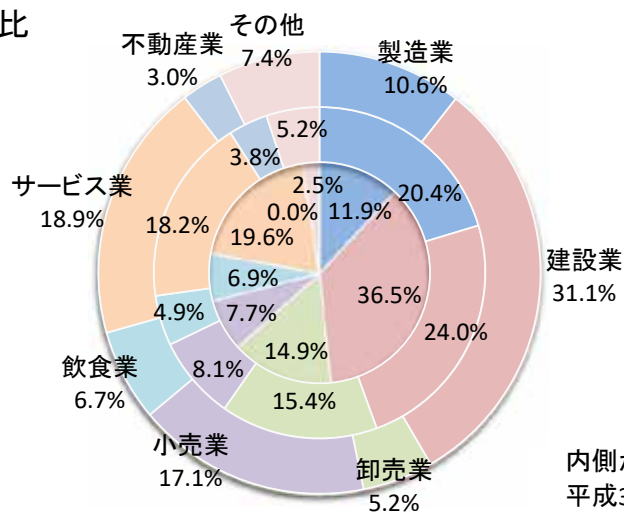
(単位：千円)

	平成30年度		平成31年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	29	226,535	36	407,435	15	141,612
建設業	61	696,738	46	478,142	35	415,838
卸売業	20	285,115	24	306,699	12	69,355
小売業	19	146,331	20	162,022	16	228,986
飲食業	15	131,921	16	98,208	13	89,982
サービス業	33	374,141	34	363,388	29	253,301
不動産業	0	0	10	76,309	5	40,630
その他	8	47,979	6	103,596	3	99,305
合計	185	1,908,760	192	1,995,799	128	1,339,009

代位弁済件数 (件)



代位弁済金額構成比



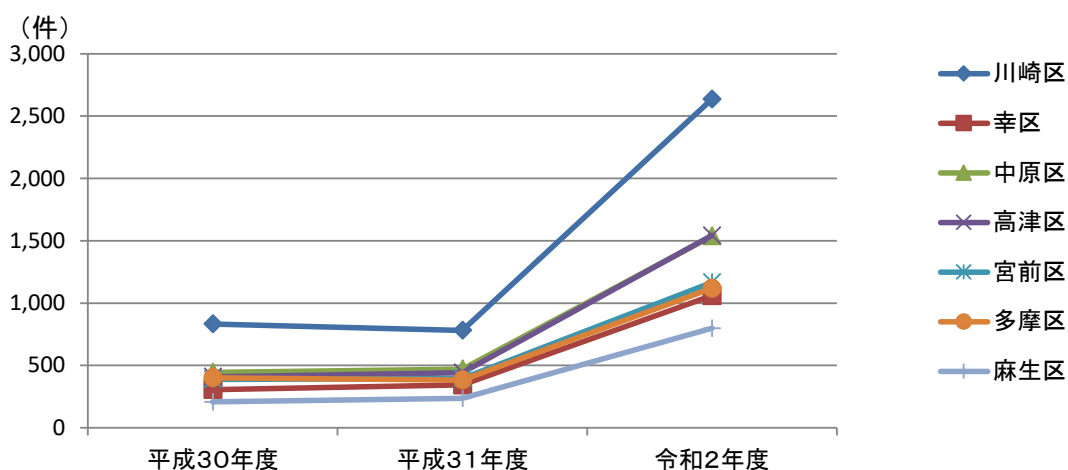
内側から外側に向かって
平成30年度、平成31年度、
令和2年度

地区別保証承諾の推移

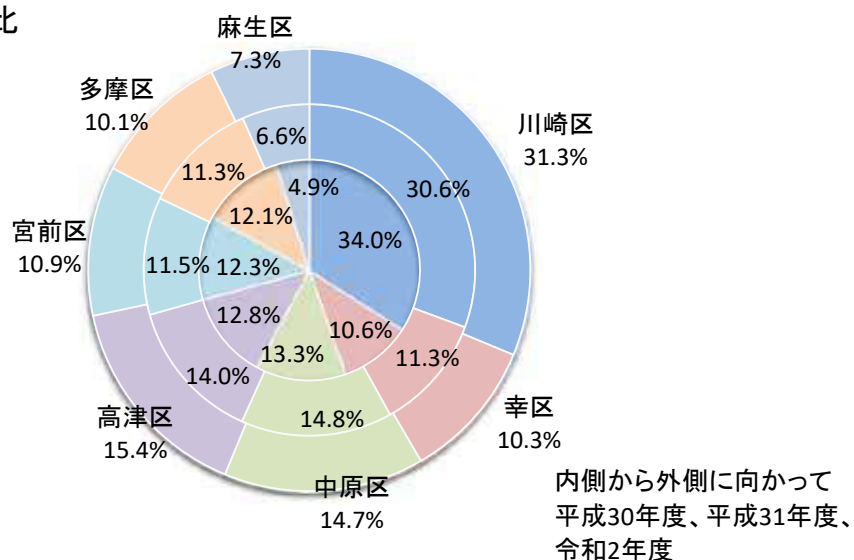
(単位:千円)

	平成30年度		平成31年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
川崎区	833	14,247,964	780	12,828,230	2,637	57,257,075
幸区	305	4,448,070	343	4,724,680	1,060	18,912,216
中原区	444	5,571,791	470	6,184,545	1,538	26,829,669
高津区	408	5,363,190	441	5,870,127	1,542	28,261,110
宮前区	401	5,150,427	382	4,807,269	1,166	20,017,138
多摩区	387	5,059,658	395	4,734,750	1,119	18,480,379
麻生区	207	2,041,070	235	2,754,140	797	13,370,200
合計	2,985	41,882,170	3,046	41,903,741	9,859	183,127,787

保証承諾件数



保証承諾金額構成比

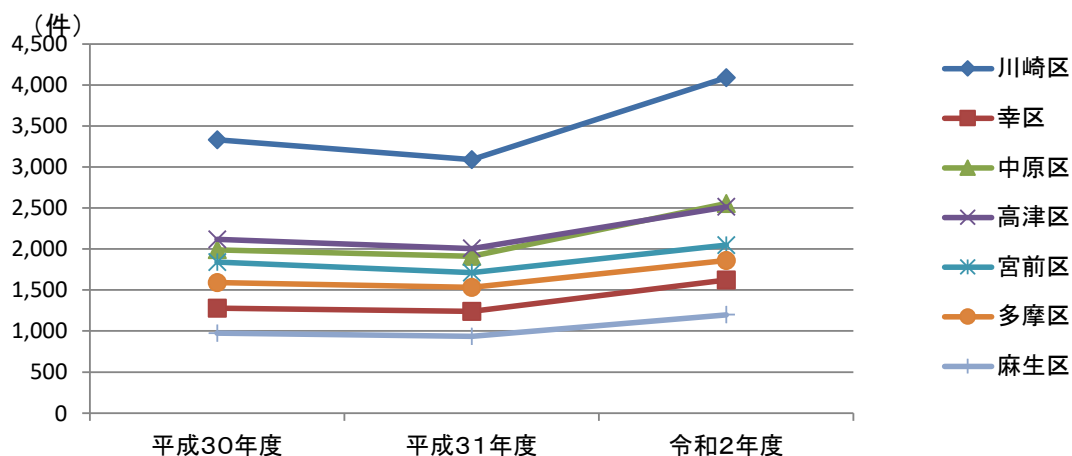


地区別保証債務残高の推移

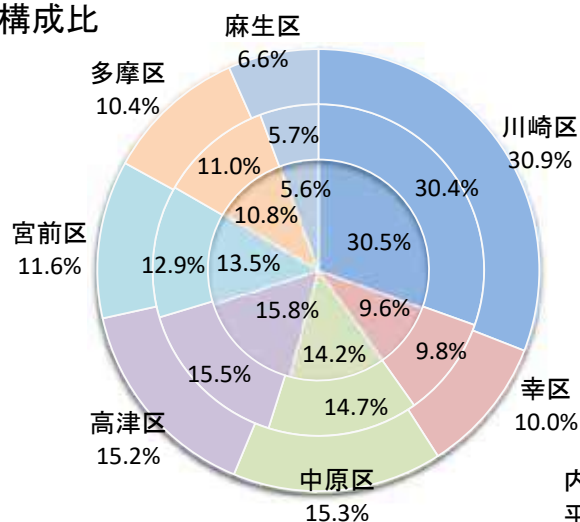
(単位：千円)

	平成30年度		平成31年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
川崎区	3,332	38,481,015	3,089	36,230,594	4,088	67,776,986
幸区	1,278	12,100,544	1,240	11,727,535	1,622	21,808,388
中原区	1,991	17,887,762	1,912	17,497,339	2,556	33,599,733
高津区	2,117	19,963,047	2,007	18,548,796	2,515	33,401,667
宮前区	1,840	17,041,691	1,713	15,385,912	2,047	25,329,764
多摩区	1,591	13,679,157	1,532	13,106,450	1,861	22,675,346
麻生区	975	7,059,590	935	6,812,670	1,199	14,456,202
合計	13,124	126,212,805	12,428	119,309,296	15,888	219,048,087

保証債務残高件数



保証債務残高金額構成比



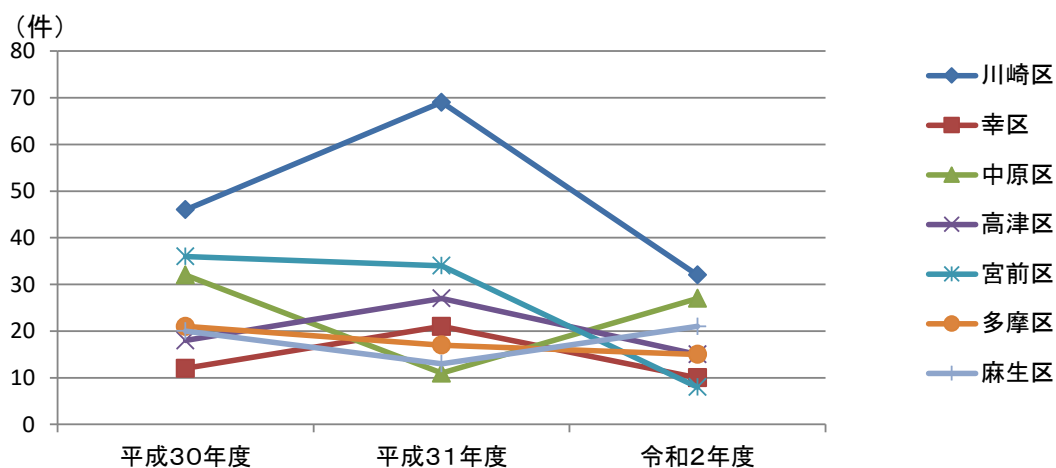
内側から外側に向かって
平成30年度、平成31年度、
令和2年度

地区別代位弁済の推移

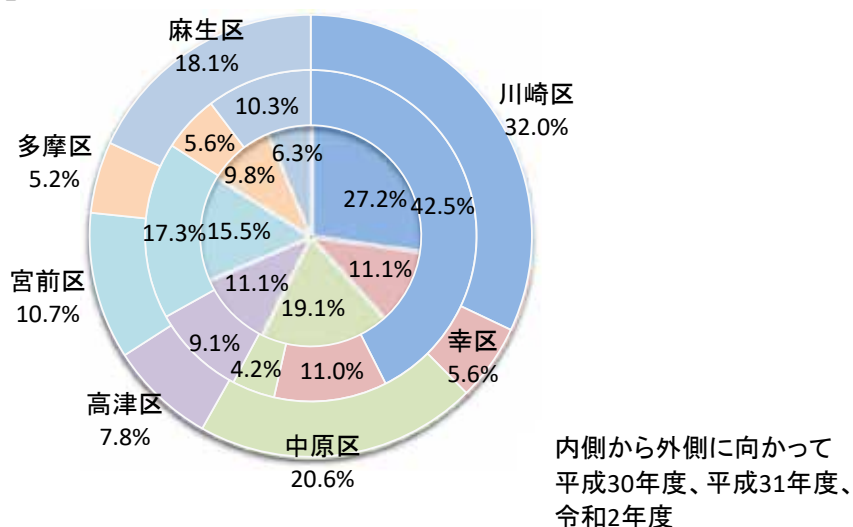
(単位：千円)

	平成30年度		平成31年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
川崎区	46	519,230	69	849,181	32	428,330
幸区	12	211,430	21	220,064	10	74,720
中原区	32	364,447	11	83,022	27	275,856
高津区	18	212,124	27	182,447	15	103,796
宮前区	36	294,964	34	345,172	8	143,893
多摩区	21	186,293	17	110,795	15	70,009
麻生区	20	120,271	13	205,118	21	242,405
合計	185	1,908,760	192	1,995,799	128	1,339,009

代位弁済件数



代位弁済金額構成比



各項目の合計は、単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

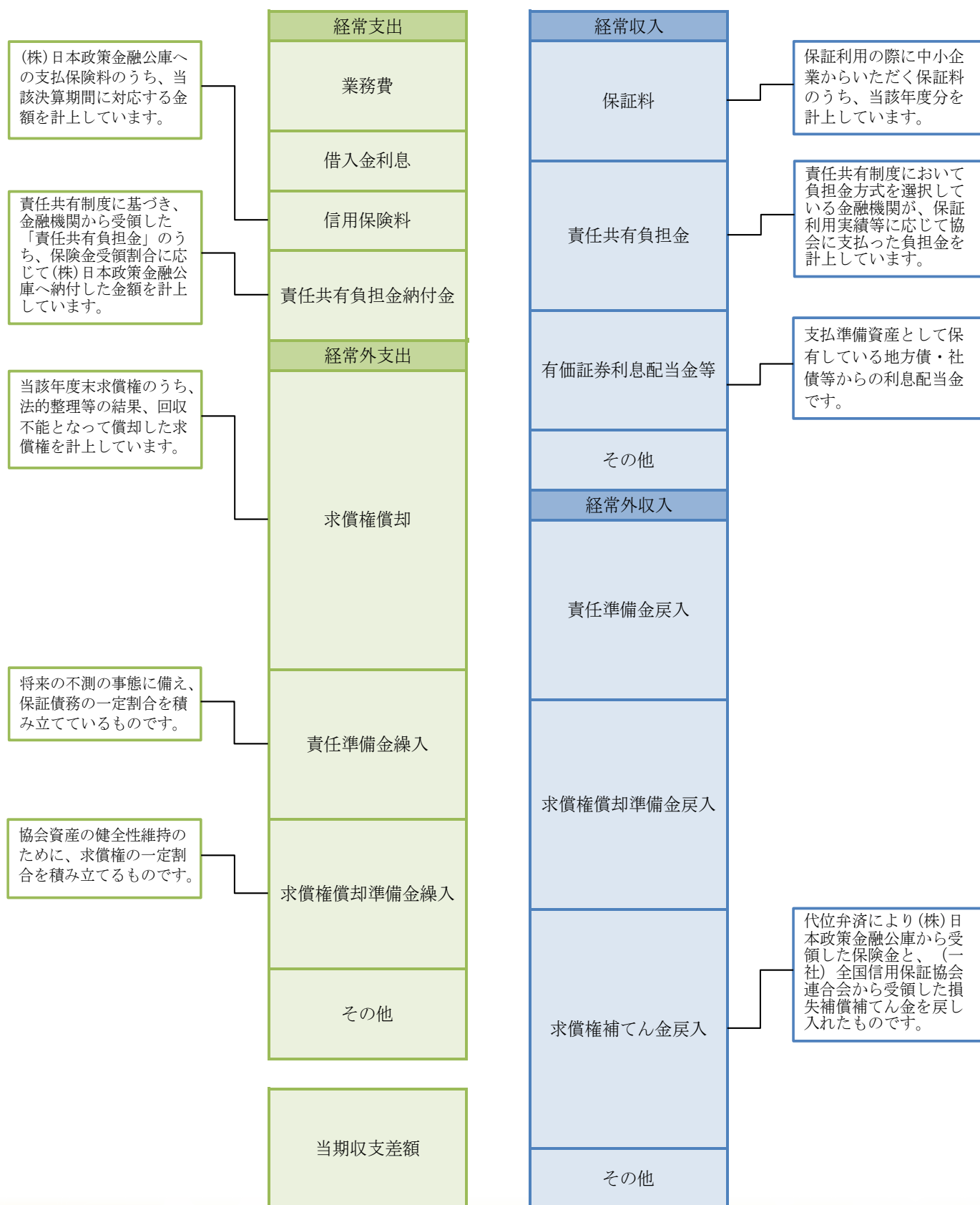
令和2年度決算

〔令和2年 4月 1日から
令和3年 3月31日まで〕
(単位：千円)

収支計算書

科	目	金	額
経	常 収 入		2,329,484
	保 証 料	1,855,686	
	預 け 金 利 息	29	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	216,175	
	調 査 料	0	
	延 滞 保 証 料	0	
	損 害 金	10,491	
	事 務 補 助 金	55,133	
	責 任 共 有 負 担 金	187,854	
	雑 収 入	4,116	
経	常 支 出		1,451,811
	業 務 費	546,389	
	役 職 員 給 与	241,225	
	退 職 給 与 引 当 金 繰 入	15,883	
	そ の 他 人 件 費	68,114	
	旅 費	379	
	事 務 費	123,349	
	賃 借 料	18,572	
	動 産 ・ 不 動 産 償 却	13,809	
	信 用 調 査 費	3,280	
	債 権 管 理 費	44,946	
	指 導 普 及 費	7,369	
	負 担 金	9,463	
	借 入 金 利 息	0	
	信 用 保 険 料	862,393	
	責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	43,029	
	雑 支 出	0	
経	常 収 支 差 額		877,673
経	常 外 収 入		2,738,667
	償 却 求 償 権 回 収 金	27,254	
	責 任 準 備 金 戻 入	723,438	
	求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	601,225	
	求 償 権 補 て ん 金 戻 入	1,362,708	
	保 険 金	1,273,073	
	損 失 補 償 補 て ん 金	89,635	
	補 助 金	0	
	そ の 他 収 入	24,042	
経	常 外 支 出		3,550,259
	求 償 権 償 却	1,627,754	
	譲 受 債 権 償 却	0	
	有 価 証 券 償 却	0	
	雑 勘 定 償 却	5,771	
	退 職 金	3,678	
	責 任 準 備 金 繰 入	1,321,754	
	求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	580,713	
	そ の 他 支 出	10,590	
経	常 外 収 支 差 額		▲ 811,592
	制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額		0
	収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額		0
	当 期 収 支 差 額		66,082
	収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額		33,041
	基 本 財 産 繰 入 額		33,041

収支計算書の用語解説

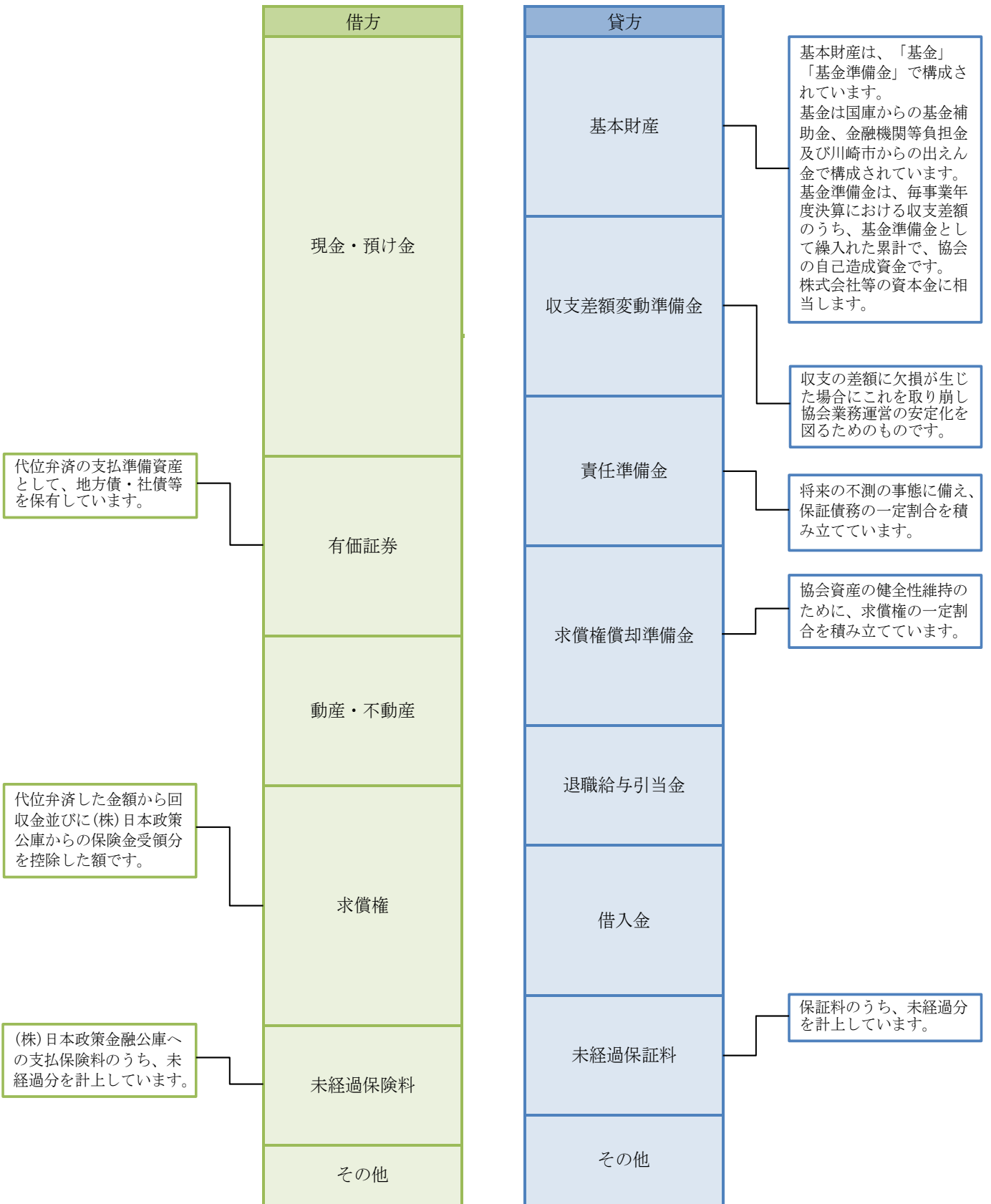


(令和 3年3月31日現在)
(単位：千円)

貸借対照表

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	31	基 本 財 産	12,106,445
現 金	31	基 金	3,246,305
小 切 手	0	基 金 準 備 金	8,860,140
預 け 金	2,108,127	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	28,968	収 支 差 額 変 動 準 備 金	3,452,688
普 通 預 金	17,901	責 任 準 備 金	1,321,754
通 知 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	580,713
定 期 預 金	2,060,000	退 職 給 与 引 当 金	199,334
郵 便 貯 金	1,257	損 失 補 償 金	0
金 銭 信 託	1,000,000	保 証 債 務	219,048,087
有 価 証 券	19,881,494	求 償 権 補 て ん 金	0
国 債	0	保 險 金	0
地 方 債	1,300,000	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	18,579,494	借 入 金	0
株 式	2,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	(うち、日本政策金融公庫分)	0
そ の 他 の 有 価 証 券	3,643	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち、日本政策金融公庫分)	0
フ ァ ン ド 出 資	3,643	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成	0
動 産 ・ 不 動 産	333,064	雑 勘 定	6,939,646
事 業 用 不 動 産	301,399	仮 受 金	716
事 業 用 動 産	30,871	保 險 納 付 金	41,549
所 有 動 産 ・ 不 動 産	794	損 失 補 償 納 付 金	1,595
損 失 補 償 金 見 返	0	未 経 過 保 証 料	6,862,719
保 証 債 務 見 返	219,048,087	未 払 保 険 料	2,731
求 償 権	810,894	未 払 費 用	30,336
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	463,326		
仮 払 金	7,890		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	15,560		
連 合 会 勘 定	3		
未 収 利 息	56,867		
未 経 過 保 険 料	383,006		
合 計	243,648,666	合 計	243,648,666

貸借対照表の用語解説



保証債務見返（借方）及び保証債務（貸方）219,048,087千円は、備忘勘定で借方及び貸方同額のため、図より除いています。

(令和 3年3月31日現在)
(単位：千円)

財産目録

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 預 金	31	責 任 準 備 金	1,321,754
預 け 金	2,108,127	求 償 権 償 却 準 備 金	580,713
金 銭 信 託	1,000,000	退 職 給 与 引 当 金	199,334
有 価 証 券	19,881,494	損 失 補 償 金	0
そ の 他 の 有 価 証 券	3,643	保 証 債 務	219,048,087
動 産 ・ 不 動 産	333,064	求 償 権 補 て ん 金	0
損 失 補 償 金 見 返	0	借 入 金	0
保 証 債 務 見 返	219,048,087	雑 勘 定	6,939,646
求 償 権	810,894		
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	463,326		
合 計	243,648,666	合 計	228,089,533
		正 味 財 産	15,559,133

基本財産について

基本財産は、株式会社等の資本金に相当するものであり、①基金と②基金準備金で構成されています。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があり、当協会が引き受けられる保証債務の最高限度額は定款により基本財産の50倍と定められています。

このため、中小企業の保証需要に安定して応え公的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠です。

①基金について

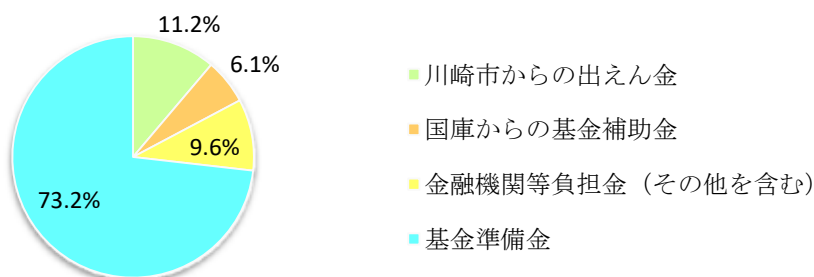
川崎市からの出えん金、国庫からの基金補助金、金融機関等負担金等で構成されています。

②基金準備金について

決算における収支差額から繰入れた累計で、当協会の自己造成資金です。

基本財産	12,106,445,156 円
基金	3,246,305,000 円
基金の内訳	
川崎市からの出えん金	1,354,216,000 円
国庫からの基金補助金	734,067,000 円
金融機関等負担金（その他を含む）	1,158,022,000 円
基金準備金	8,860,140,156 円

基本財産の内訳





戦後の荒廃した中、国民生活は著しく厳しい環境下に置かれ、食糧や生活必需品の入手も困難を極めておりました。その中でいち早く活動を開始していたのは、中小企業でした。

当協会は、その中小企業の金融支援を目的として全国で7番目、戦後4番目の信用保証協会として昭和23年9月28日に設立され、10月1日から業務を開始しました。

昭和23年	9月10日	社団法人川崎信用保証協会設立認可
	9月28日	社団法人川崎信用保証協会設立
	10月1日	川崎市役所内において業務開始
昭和25年	6月26日	事務所を川崎商工会議所内に移転
	12月14日	中小企業信用保険法公布 法律第264号
昭和26年	7月27日	財団法人川崎市信用保証協会に組織変更
昭和28年	4月11日	川崎市金融会館落成により事務所を同会館に移転
	8月10日	信用保証協会法公布 法律第196号
昭和29年	10月1日	川崎市信用保証協会に組織変更
昭和42年	10月1日	中原連絡所を横浜銀行武蔵小杉ビル内に開設
昭和45年	4月1日	中原連絡所を川崎市役所中原支所第2庁舎内に移転
昭和50年	8月1日	中原連絡所を田辺ビル内に移転し名称を北連絡所とする
昭和51年	10月18日	北連絡所を川崎市中心企業婦人会館5階に移転
昭和54年	9月20日	北連絡所を北出張所に昇格
昭和61年	10月1日	本所を所在地(川崎区日進町1-66)に移転
昭和62年	10月1日	北出張所を支所に昇格
平成16年	5月6日	北支所をNTT東日本溝の口ビル1階に移転
平成18年	4月1日	「保証料率弾力化」を実施
平成19年	10月1日	「責任共有制度」導入
平成26年	5月7日	電算共同システム「COMMON SYSTEM」へ移行
平成29年	4月1日	総務企画部と企業支援部の2部に組織変更
平成30年	4月1日	信用補完制度の見直し
平成30年	10月1日	創立70年
平成31年	1月15日	北支所を所在地(高津区坂戸3-2-1かながわサイエンスパーク西棟407号)に移転

窓口のご案内

本所

〒210-0024 川崎市川崎区日進町 1-66



総務企画課	TEL044-211-0503
経営支援推進課	TEL044-211-0504
企業支援課	TEL044-211-0501
管理推進課	TEL044-211-0502

北支所

〒213-0012 川崎市高津区坂戸 3-2-1
 かながわサイエンスパーク西棟 407号



北支所企業支援課	TEL044-850-0055
----------	-----------------



未来を拓く川崎の企業をサポートする

 川崎市信用保証協会

発行／令和3年6月

編集／川崎市信用保証協会 総務企画部総務企画課

〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-66

TEL 044-211-0503 FAX 044-222-2080

<https://www.cgc-kawasaki.or.jp>